

第3期銚田市 子ども・子育て支援事業計画

子どもと親と地域が育つ

笑顔あふれるまち ほこた



令和7年3月

銚田市

はじめに

子どもたちは地域の宝であり、未来の希望です。

急速な少子高齢化及び人口減少が進むとともに、核家族化の進行、働く女性の増加など、社会構造が変化し続ける中、人と人とのふれあいを大切に、地域社会が助け合い、安心して子どもを産み育てることができるまちの実現が重要であります。

本市では、令和2年3月に策定した「第2期銚田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な子育て支援施策を展開してきました。令和6年4月には「こども家庭センター【HUG くむ】」を設置し、すべての妊産婦と子ども、子育て世帯への切れ目のない支援を強化し、子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりに努めております。

このたび、計画期間が終了することから、改めて、子育て家庭を取り巻く現状と課題を整理し、子育て家庭などのニーズをお聞きしながら、今後、本市が取り組むべき方向性を示した「第3期銚田市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

計画の基本理念である「子どもと親と地域が育つ 笑顔あふれるまち ほこた」のもと、次代を担う子どもの成長を地域全体で支え、こどもの笑顔があふれるまちになることを目指していきます。そして、“ほこたに生まれてよかった”とと思っていただけるような子育てのまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、銚田市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査、パブリックコメントなどにご協力いただきました市民の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

令和7年3月

銚田市長 岸田 一夫



目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の期間	4
3 計画の法的根拠	4
4 計画の対象	4
5 計画の位置づけ	5
6 計画の策定体制	5
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	9
1 統計で見る本市の状況	9
2 市内の教育・保育施設の状況	19
3 こどもの健全育成の状況	21
4 母子保健事業の状況	24
5 児童虐待の状況	25
6 アンケート調査結果からみるこども・子育て家庭の状況	26
7 こども・子育て家庭を取り巻く主な課題	36
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 基本理念	41
2 施策の体系	42
3 人口、児童数の推計	43
4 教育・保育提供区域	45
第4章 教育・保育の目標量	49
1 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期	49
2 地域子ども・子育て支援の量の見込みと提供体制確保の内容と実施期間	53
3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制	67
第5章 こども・子育て支援施策の展開	71
基本目標1 地域における子育て支援の充実	71
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	80
基本目標3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備促進	89
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備促進	96
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立支援の充実	99
基本目標6 こどもの安全確保の促進	102

基本目標 7 支援が必要な児童へのきめ細やかな取組の推進.....	104
基本目標 8 社会や結婚に夢や希望の持てる環境づくりの推進.....	112
基本目標 9 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進.....	115

第6章 計画の推進について..... 123

1 計画の周知.....	123
2 計画の推進体制.....	123
3 計画の進行管理.....	125

資料編..... 129

1 銚田市子ども・子育て会議条例.....	129
2 銚田市子ども・子育て会議委員名簿.....	131

■「子ども」と「こども」の表記について

本計画では、法令等に基づくもの、固有名詞等は「子ども」を使用し、それ以外は、こども家庭庁が推奨している「こども」の表記を使用しています。

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、本市の令和6年4月1日現在の総人口は46,685人、そのうち児童人口は5,330人で、令和2年の児童人口(6,042人)と比べると712人の減少となっています。依然として、少子化には歯止めがかからず、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感、晩婚化と非婚化などが少子化の理由として挙げられています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、こども・子育てをめぐる家庭や地域の状況も変化し続けています。

国では、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

本計画では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めるとともに、こどもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本として平成24年に制定された「子ども・子育て支援制度(子ども・子育て関連3法)」に基づき、(1)質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3)地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むこととなっています。

令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくてもこどもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点からこども・子育て支援施策を展開していくことが重要となります。

本市では、令和2年3月に策定した「第2期銚田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼稚園・保育所(園)における教育・保育、子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、こどもたちの幼児期における健やかな育成を図るとともに、家庭、地域、学校、職域など社会のあらゆる場において、すべての人がこども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきましたが、計画の期間が令和6年度に終了することから、本市におけるこども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、令和7年度から令和11年度までの5年を計画期間とする「第3期銚田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども・子育て支援施策の充実を推進します。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向や、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて修正を行うこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期銚田市 子ども・子育て支援事業計画					第3期銚田市 子ども・子育て支援事業計画				
各年度に評価・進捗確認を行い、必要に応じて修正									
				見直し					見直し

3 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

（市町村計画）

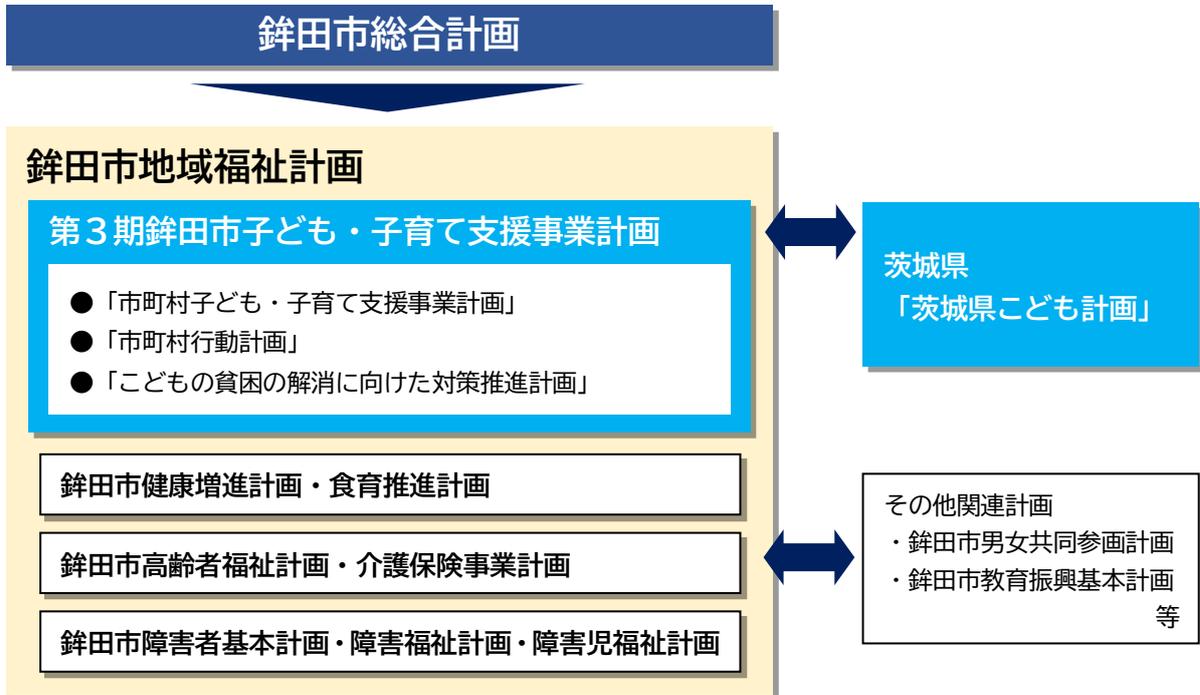
第10条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

4 計画の対象

本計画は、「生まれる前から20歳代前半までの子ども・若者とその家庭」を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。

5 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「銚田市総合計画」をはじめ、福祉部門の上位計画となる「銚田市地域福祉計画」の下、「銚田市健康増進計画・食育推進計画」、「銚田市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」等との整合性を図るとともに、「こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」の内容も含めて策定しました。



6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本市では、子ども家庭課が事務局を務める「銚田市子ども・子育て会議」の中で、計画内容の検討・審議を行い、計画への反映を図りました。

(2) アンケート調査の実施

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和6年3月22日から令和6年5月9日までを調査期間として実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和7年2月5日から令和7年3月6日までの期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第 2 章

こども・子育てを取り巻く現状

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

1 統計で見る本市の状況

(1) 人口の状況

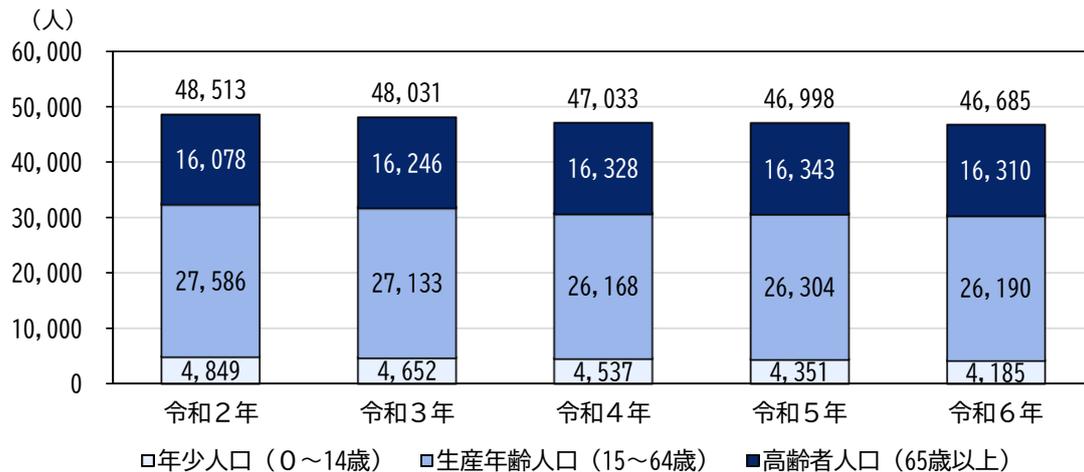
①総人口と年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年で46,685人となっています。令和2年の48,513人と比べて1,828人の減少となっています。

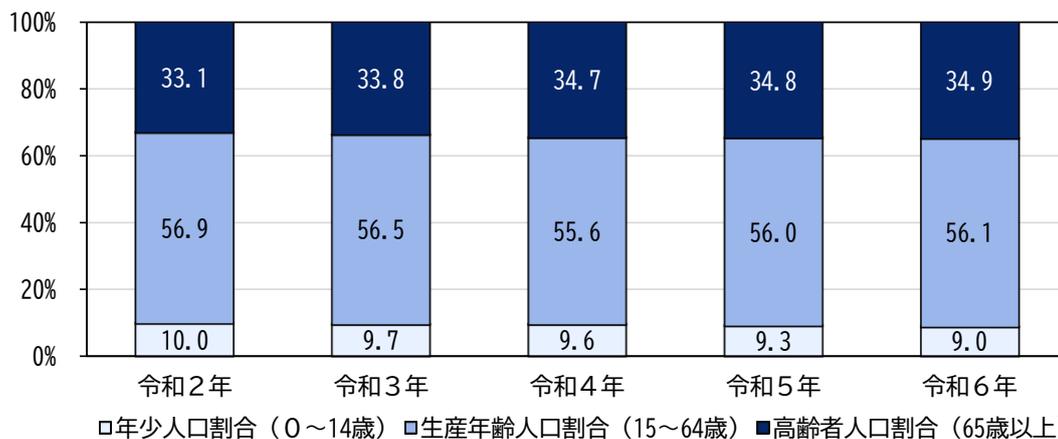
年齢3区分別人口の推移をみると、すべての区分で減少傾向となっています。なお、これまで高齢者人口は増加で推移していたものの、令和6年より減少に転じています。

年齢3区分別人口の割合は、令和6年で年少人口が9.0%、生産年齢人口が56.1%、高齢者人口が34.9%となっています。

<総人口と年齢3区分別人口の推移>



<年齢3区分別人口の割合の推移>

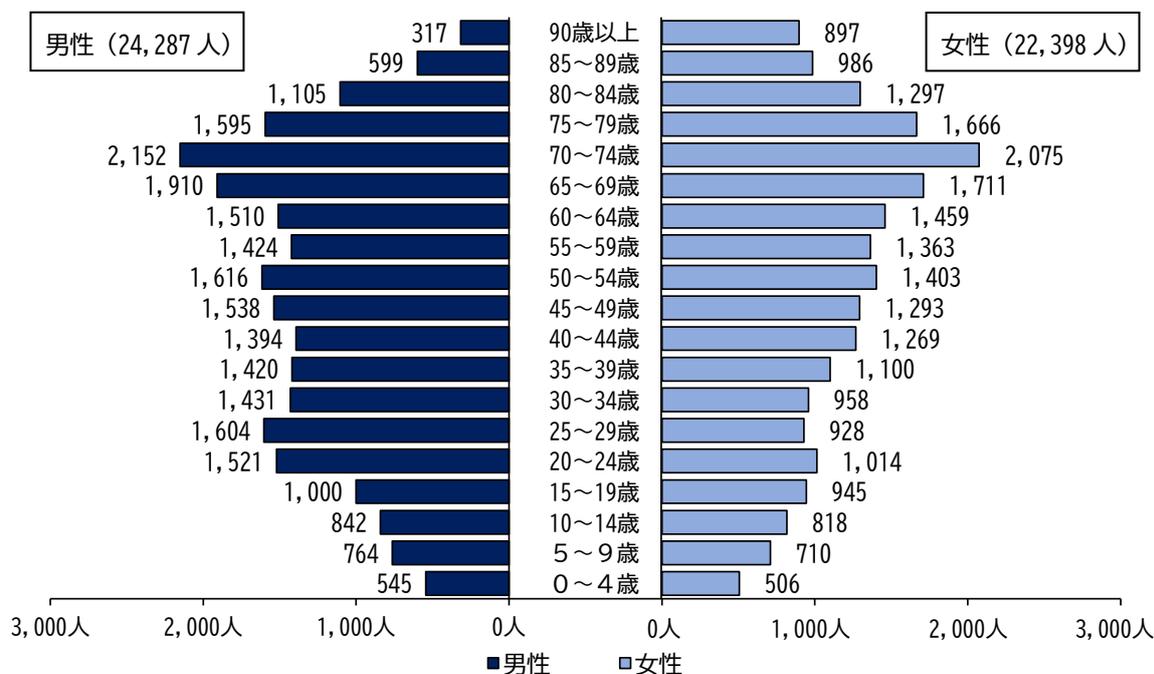


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②人口構成

本市の5歳階級別の人口構成は、65～74歳の高齢者人口の占める割合と、そのこども世代である45～54歳の占める割合が高くなっています。人口構成の形が、いわゆる「つぼ型」を形成していることから、今後も、少子高齢化が進行すると予測されます。

<令和6年4月1日現在の人口構成>

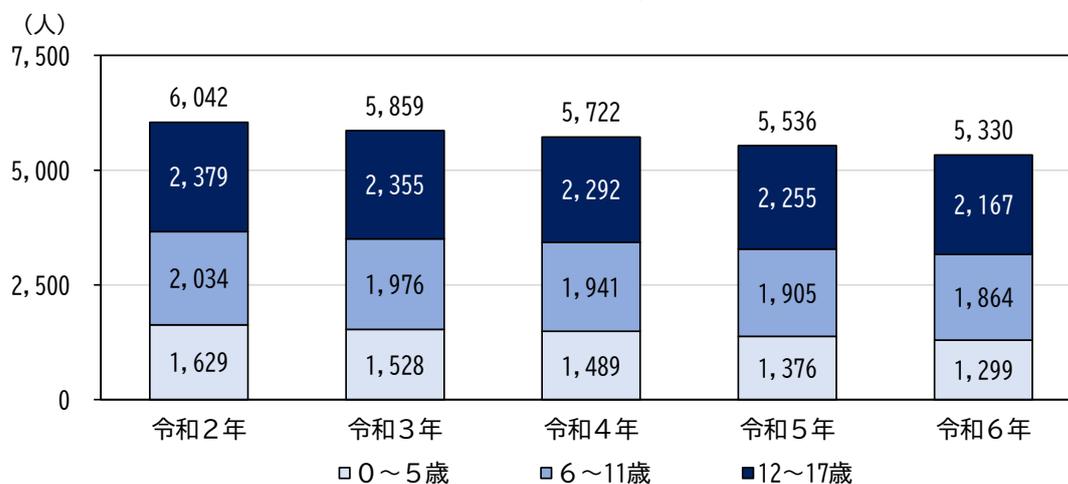


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

③児童人口の推移

本市の児童人口（0～17歳）は、減少傾向で推移し、令和6年で5,330人となっています。令和2年の6,042人と比べて712人の減少となっています。

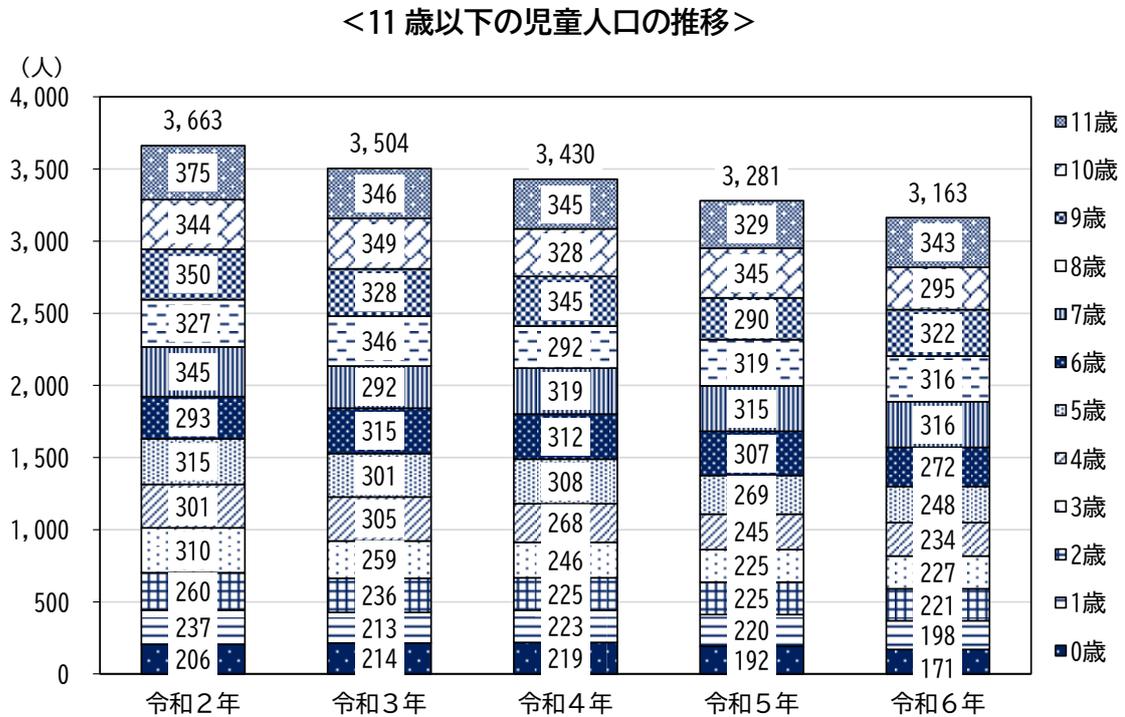
<児童人口の推移>



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④11歳以下の児童人口の推移

本市の11歳以下の児童人口（0～11歳）は、減少傾向で推移し、令和6年で3,163人となっています。令和2年の3,663人と比べて500人の減少となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

⑤外国籍の児童人口の推移

本市の外国籍の児童人口（0～17歳）は、増加傾向で推移し、令和6年で59人となっています。令和2年の48人と比べて11人の増加となっています。

<外国籍の児童人口の推移>

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳	13	7	12	15	18
6～11歳	21	24	20	19	16
12～17歳	14	20	19	17	25
合計	48	51	51	51	59

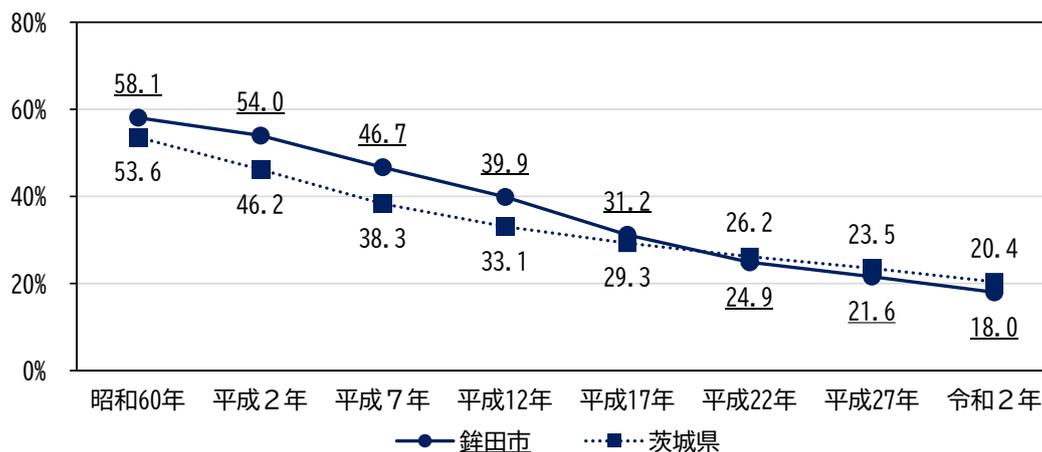
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

①18歳未満の児童がいる世帯

18歳未満の児童がいる世帯割合は、少子化の影響を受け、減少傾向で推移し、令和2年で18.0%と、約5世帯に1世帯となっています。

<18歳未満の児童がいる世帯割合の推移>

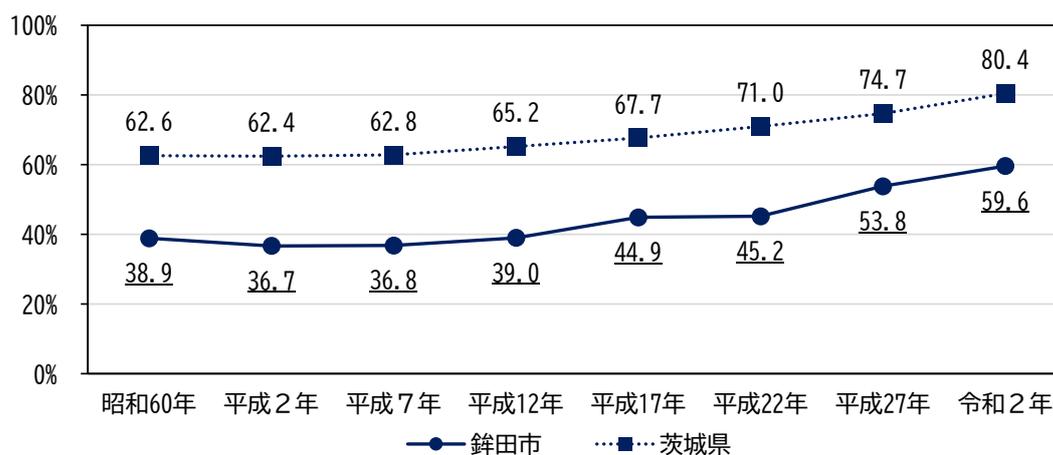


資料：国勢調査

②18歳未満の児童がいる世帯に占める核家族世帯

18歳未満の児童がいる世帯に占める核家族世帯の割合は、増加傾向で推移し、令和2年で59.6%と、約2世帯に1世帯が核家族世帯となっています。

<18歳未満の児童がいる世帯に占める核家族世帯の割合の推移>



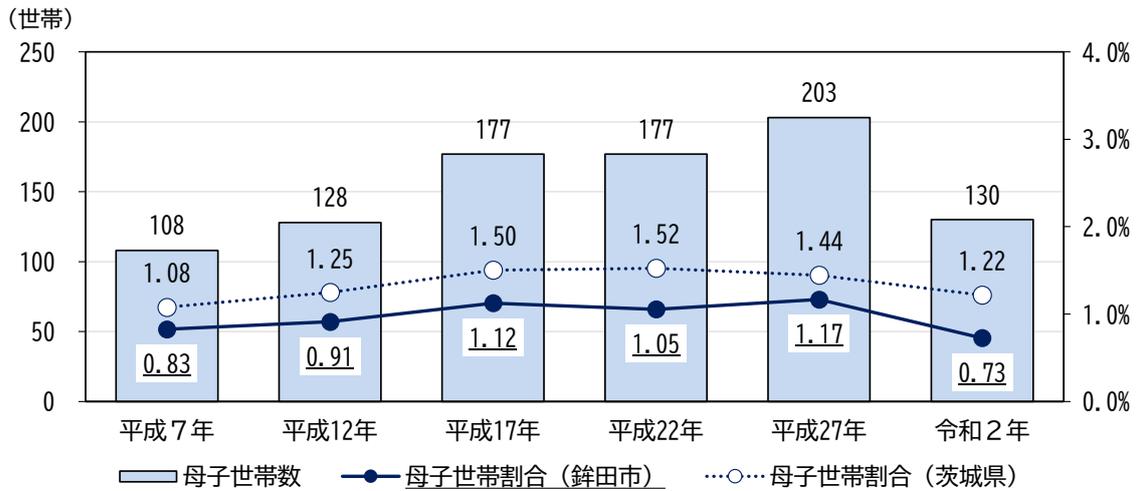
資料：国勢調査

③母子世帯数・父子世帯数の推移

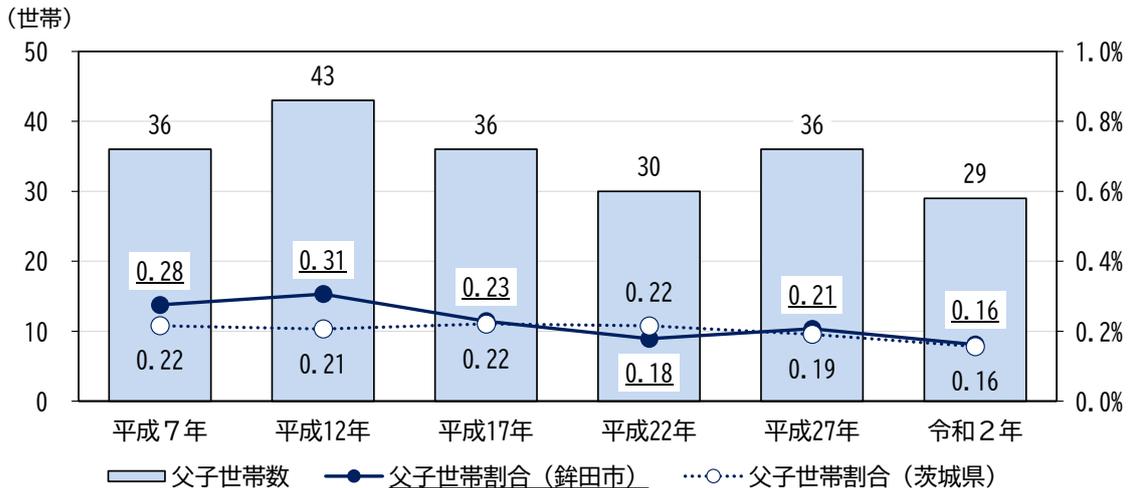
本市の母子世帯数は、平成7年以降、増加傾向で推移していましたが、令和2年に減少に転じて130世帯となっており、一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和2年で0.73%であり、平成7年以降、茨城県を下回る割合で推移しています。

また、父子世帯数は、増加と減少を繰り返しながら推移し、令和2年で29世帯となっており、一般世帯数に対する父子世帯の割合は、令和2年で0.16%であり、平成7年以降、茨城県の父子世帯の割合と同様の数値で推移しています。

<母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合>



<父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合>



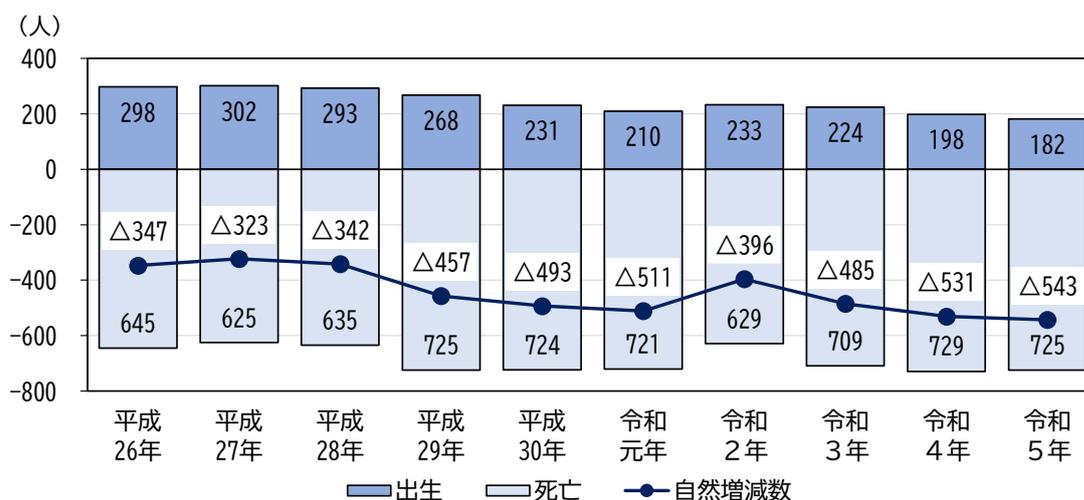
資料：国勢調査

(3) 自然動態・社会動態の推移

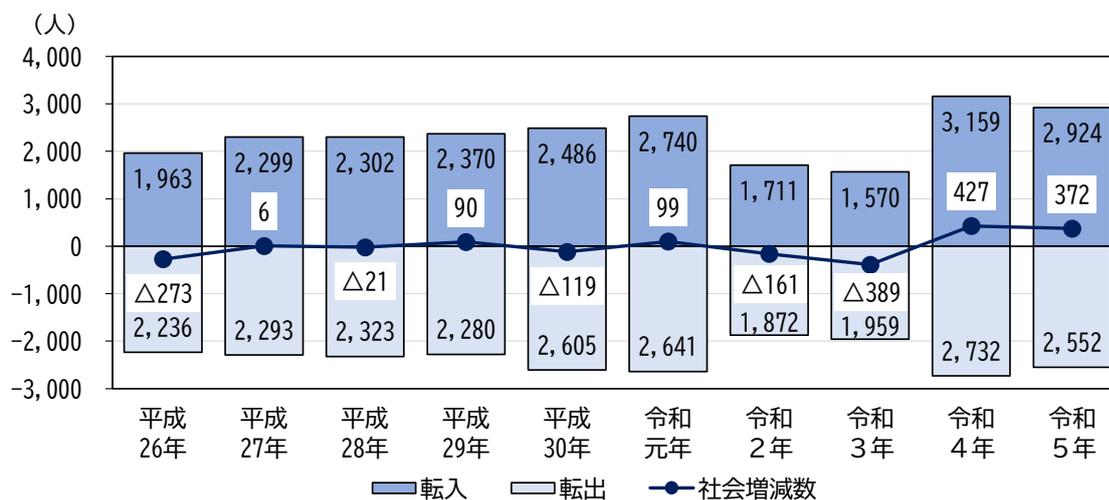
自然動態（出生・死亡による人口動態）は、減少で推移しており、令和5年には543人の減少となっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、増加と減少を繰り返しながら推移し、令和5年には372人の増加となっています。

<自然動態の推移>



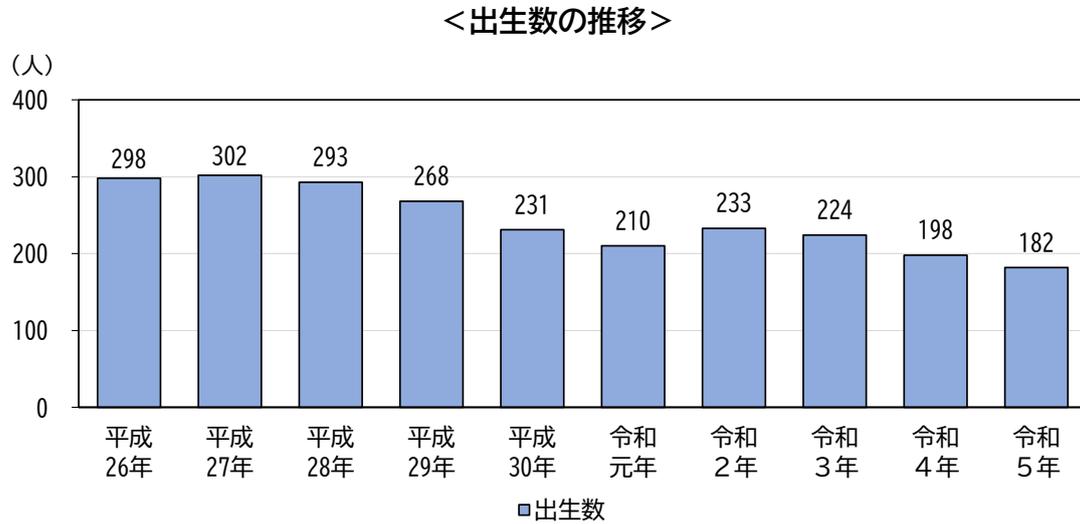
<社会動態の推移>



資料：茨城県常住人口調査

(4) 出生数の推移

本市の出生数は、減少傾向で推移し、令和5年で182人となっています。平成26年の298人と比べて116人の減少となっています。



資料：茨城県常住人口調査

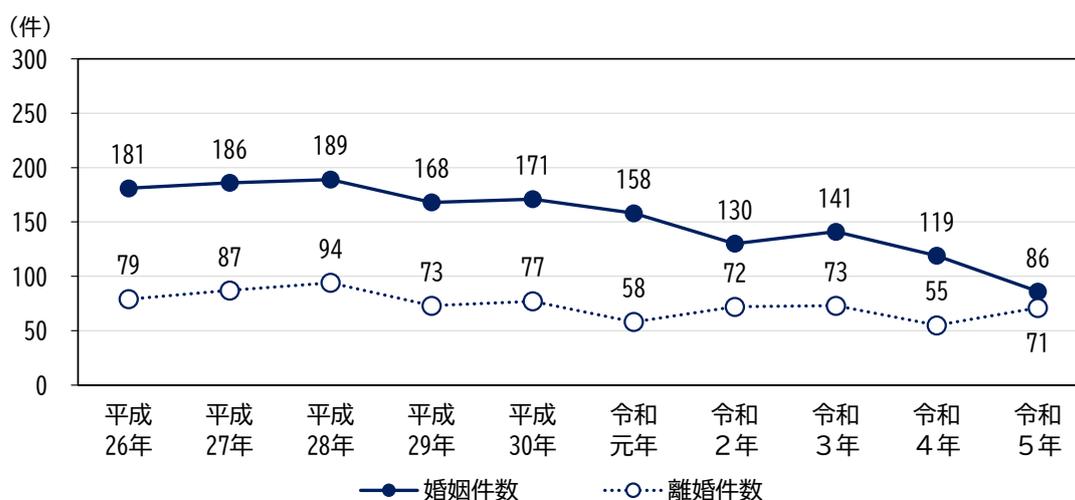
(5) 婚姻の状況

①婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、増加と減少を繰り返しているものの、減少傾向で推移しており、令和5年で86件となっており、平成26年の181件と比べて95件の減少となっています。

また、離婚件数は、婚姻件数と同様に、増加と減少を繰り返しているものの、横ばいで推移しており、令和5年で71件となっており、平成26年の79件と比べて8件の減少となっています。

<婚姻件数・離婚件数の推移>

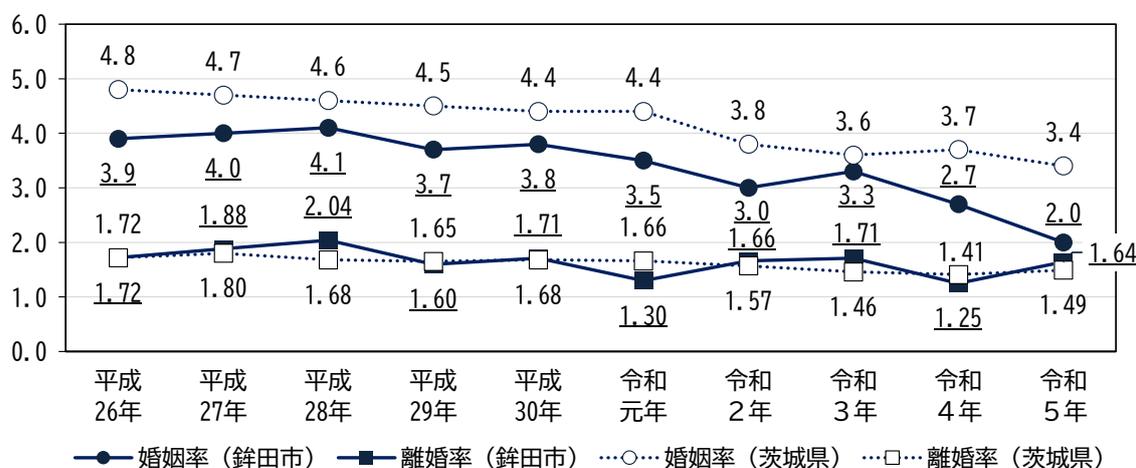


資料：茨城県人口動態統計

②婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、茨城県を下回る数値で推移し、令和5年は2.0となっており、離婚率は、茨城県と同様の数値で推移し、令和5年は1.64となっています。

<人口千対の婚姻率・離婚率の推移>



資料：茨城県人口動態統計

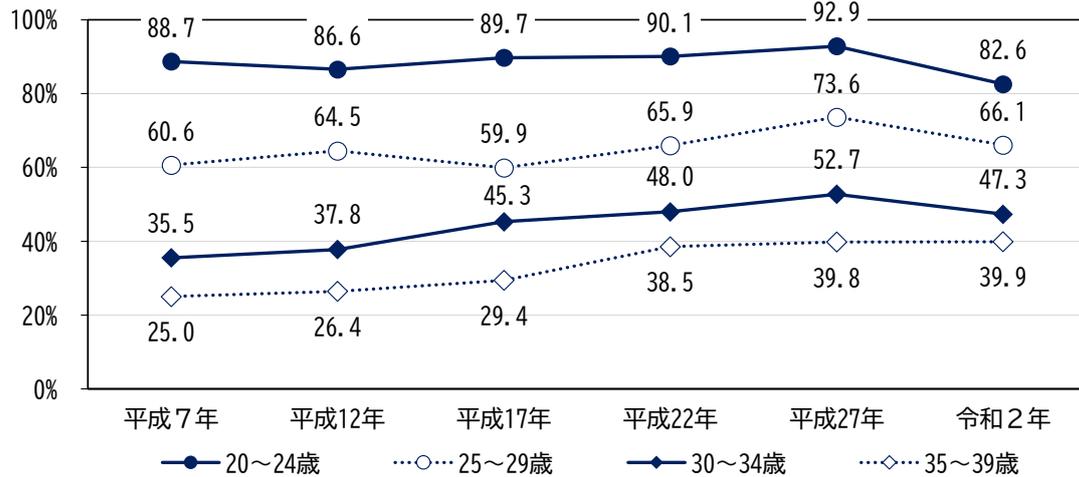
③未婚率の推移

本市の男性の未婚率は、平成27年と令和2年を比べてみると、35～39歳を除き、減少に転じています。

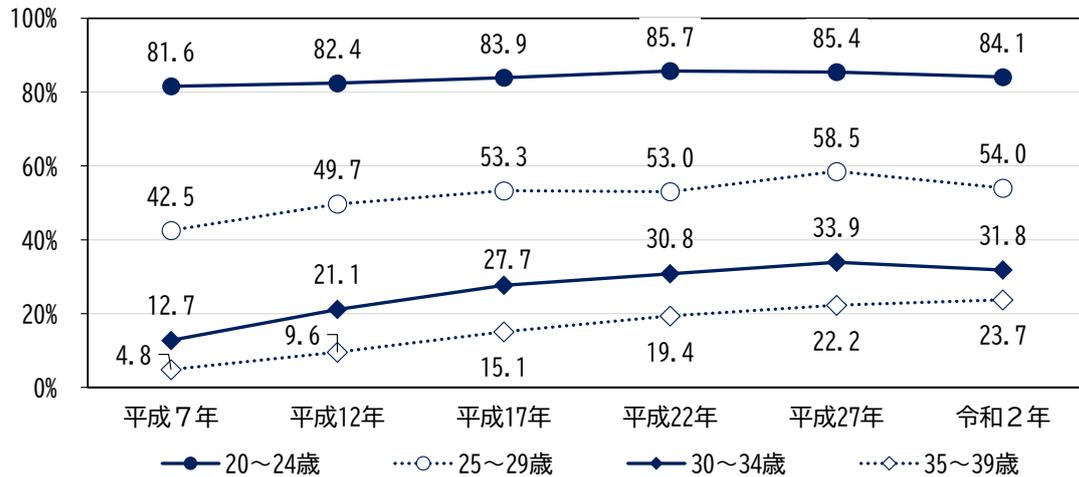
また、女性の未婚率は、平成22年以降でみると、概ね横ばいで推移しています。

男性、女性ともに、30歳代の未婚率は、平成7年と比べると大きく増加していることから、非婚化、晩婚化が進行している状況がうかがえます。

< 5歳階級別の未婚率の推移（男性） >



< 5歳階級別の未婚率の推移（女性） >

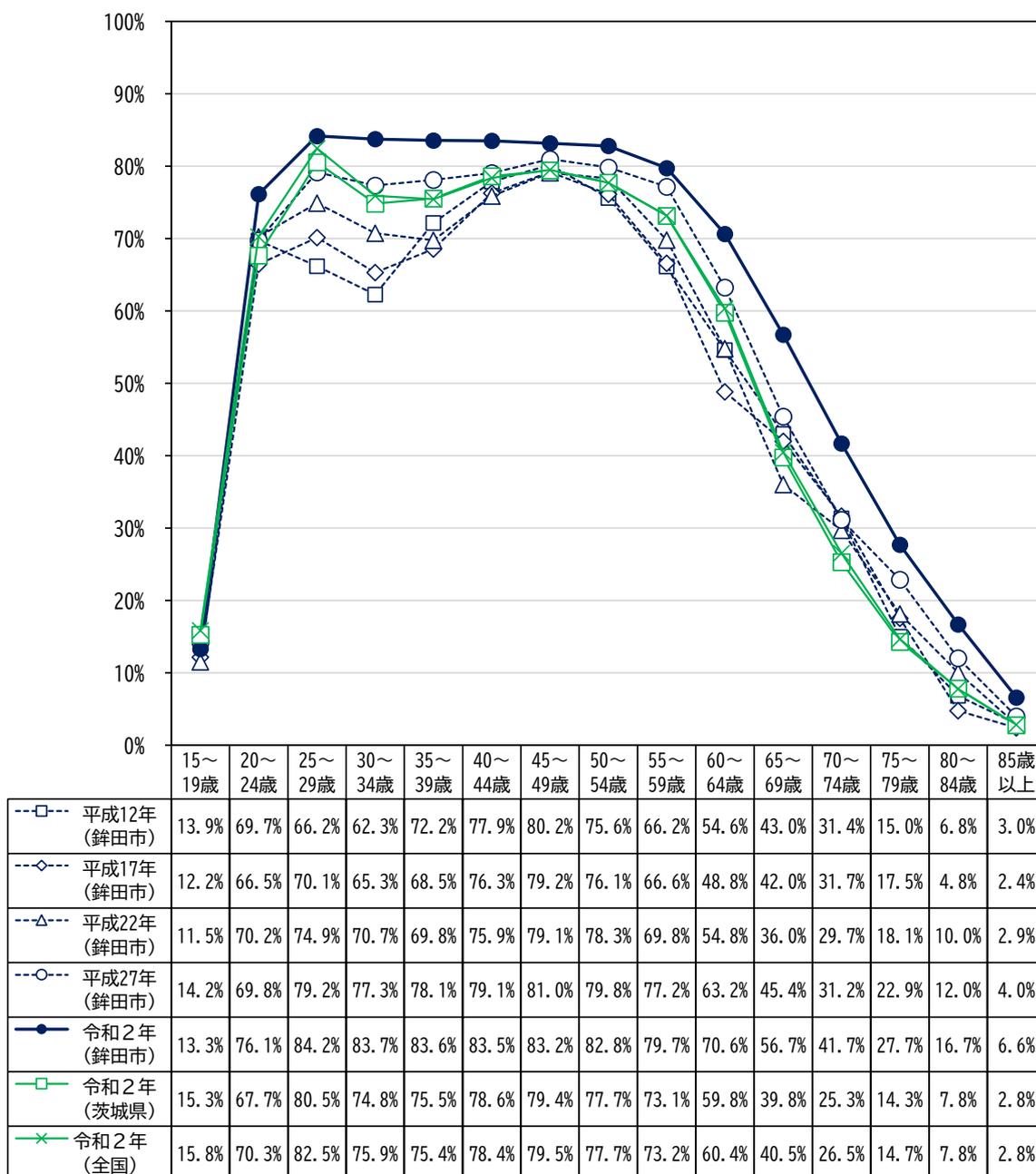


資料：国勢調査

(6) 女性就業率の状況

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」は、平成12年以降、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向がみられます。なお、30歳代の女性就業率は、茨城県、全国を大きく上回る数値となっています。

<女性就業率の推移>



資料：国勢調査

2 市内の教育・保育施設の状況

(1) 施設の状況

令和6年3月1日現在、認可保育所（園）は公立2か所、私立4か所、幼稚園は公立4か所、幼保連携型認定こども園は令和3年と令和4年にそれぞれ1か所、計2か所（ほか分園1園）の私立保育園が認定こども園化し、整備されています。

<施設数の推移>

(単位：か所)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立保育所	2	2	2	2	2
私立保育園	7	7	5	4	4
公立幼稚園	4	4	4	4	4
私立認定こども園	0	0	1	2	2

(各年度3月1日現在)

(2) 園児数の定員と推移

保育園及び幼保連携型認定こども園の園児（2号認定・3号認定）は減少傾向で推移し、令和6年3月1日現在、1,000人となっています。また、幼稚園等の園児（1号認定）も同様に減少傾向で推移し、令和6年5月1日現在、幼稚園と幼保連携型認定こども園を合わせて92人となっています。

<年齢別保育園等の園児（2号認定・3号認定）数の推移>

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳	84	88	107	80	85
1歳	159	150	136	161	144
2歳	209	185	183	168	179
3歳	216	233	206	195	186
4歳	214	221	231	208	200
5歳	205	212	226	234	206
合計	1,087	1,089	1,089	1,046	1,000
定員	1,005	1,015	1,035	1,035	1,035

(各年度3月1日現在)

<年齢別幼稚園の園児（1号認定）数の推移>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳	15	10	6	13	7
4歳	61	51	42	35	29
5歳	85	65	54	46	37
合計	161	126	102	94	73
定員	280	280	280	280	280

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

<年齢別認定こども園の園児（1号認定）数の推移>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳	0	5	5	8	5
4歳	0	9	8	5	7
5歳	0	0	9	8	7
合計	0	14	22	21	19
定員	0	30	42	42	42

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

3 こどもの健全育成の状況

(1) 子育て関連施設

市内の子育て関連施設は以下のとおりとなっています。

●子育て関連施設

No.1	子育て支援センター	5か所
No.2	保育所（園）	6か所
No.3	幼稚園	4か所
No.4	認定こども園	2か所
No.5	小学校	7か所
No.6	中学校	4か所
No.7	放課後児童クラブ	12か所

【内訳】

No.1 子育て支援センター（令和6年4月現在）

設置者	子育て支援センター名
第一保育所	のびっこ
青山こども園	うさぎっ子
とりのす保育園	とりのす
旭保育園	すくすくクラブ
大洋保育園	ほほえみひろば

No.2 保育所（園）（令和6年4月現在）

保育所（園）名		定員（人）						計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
公立	第一保育所	8	10	14	17	20	21	90
	第二保育所	8	10	14	17	20	21	90
私立	串挽保育園	8	16	18	20	28	30	120
	とりのす保育園	8	15	23	24	25	25	120
	あかつき保育園	8	10	12	13	13	14	70
	大洋保育園	8	19	20	26	28	29	130
合計		48	80	101	117	134	140	620

No.3 幼稚園（令和6年5月現在）

幼稚園名	施設定員（人）			
	3歳	4歳	5歳	計
旭幼稚園		30	35	65
鉾田北幼稚園	20	30	35	85
鉾田幼稚園		30	35	65
つばさ幼稚園		30	35	65
合計	20	120	140	280

No.4 認定こども園（令和6年4月現在）

認定こども園名		定員（人）						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号	青山こども園				3	4	5	12
	幼保連携型認定こども園 旭保育園				10	10	10	30
	合計				13	14	15	42
2・3号	青山こども園	8	12	18	25	28	29	120
	幼保連携型認定こども園 旭保育園	23	37	45	53	53	54	265
	幼保連携型認定こども園 旭保育園（分園）	8	11	11				30
	合計	39	60	74	78	81	83	415

No.5 小学校（令和6年5月現在）

小学校名	児童数（人）	学級数
旭東小学校	164	9
旭南小学校	94	8
旭西小学校	105	9
旭北小学校	68	7
鉾田北小学校	388	18
鉾田南小学校	683	25
大洋小学校	333	17
合計	1,835	93

No.6 中学校（令和6年5月現在）

中学校名	生徒数（人）	学級数
旭中学校	224	12
銚田北中学校	193	9
銚田南中学校	325	13
大洋中学校	191	9
合 計	933	43

No.7 放課後児童クラブ・学童保育（令和6年4月現在）

児童クラブ名	定員（人）
旭ドルフィンクラブ1・2	80
あかつきキッズクラブ	40
青山学童クラブ	40
ホワイト児童クラブ ひまわり児童クラブ	80
とりのす児童クラブA・B	80
銚田南児童クラブ	40
大洋児童クラブA・B・C	120
合 計	480

（2）放課後児童クラブ・学童保育の状況

放課後児童クラブ・学童保育は、令和6年5月1日現在、12支援で在籍児童数は674人となっています。

在籍児童数は増加傾向で推移し、令和2年度から118人の増加となっています。

<放課後児童クラブ・学童保育の状況>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童クラブ・ 学童保育（支援）	12	12	12	12	12
在籍児童数（人）	556	537	567	650	674

（各年度5月1日現在）

4 母子保健事業の状況

(1) 健康診査事業

乳幼児健康診査は、令和5年度では、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査ともに、97%以上の受診率となっています。

<乳幼児健康診査受診率>

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児健康診査	96.9	84.3	97.8	99.5	97.4
1歳6か月児健康診査	95.2	93.0	97.6	97.8	98.4
3歳児健康診査	94.0	91.2	97.8	97.8	97.0

(2) 歯科健康診査事業

歯科健康診査事業は、令和5年度のむし歯有病者割合をみると、1歳6か月児健康診査時が0%、3歳児健康診査時が7.7%となっています。

<歯科健康診査事業>

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1歳6か月児 健康診査時	むし歯有病者数(人)	0	4	2	2	0
	むし歯有病者割合(%)	0	1.8	0.1	0.9	0
	一人平均むし歯数(本)	0	0.03	0.01	0.04	0
3歳児健康診査時	むし歯有病者数(人)	52	45	59	27	15
	むし歯有病者割合(%)	18.4	16.7	22.6	12.3	7.7
	一人平均むし歯数(本)	0.58	0.36	0.24	0.08	0.09

5 児童虐待の状況

児童虐待のケース別の通告件数について、令和5年度をみると、本市への通告件数は53件で、内訳は「身体的虐待」が14件、「ネグレクト」が8件、「心理的虐待」が31件となっています。令和2年度から市内の教育・保育施設、学校の教員へ虐待対応研修を実施し、虐待に対する理解が深まったことから、相談通告件数の増加につながったことが想定されます。

<児童虐待のケース別の通告件数>

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	5	12	5	23	14
ネグレクト（育児放棄）	5	0	3	15	8
心理的虐待	5	5	3	24	31
性的虐待	0	0	0	0	0
合計	15	17	11	62	53

6 アンケート調査結果からみるこども・子育て家庭の状況

●アンケート調査の概要

◎調査対象者：就学前児童の保護者・小学生の保護者

◎調査方法：郵送配布、郵送回収、WEB回答による回収

◎調査期間：令和6年3月22日～令和6年5月9日

※WEB回答による回収は、令和6年4月22日まで

◎回収結果

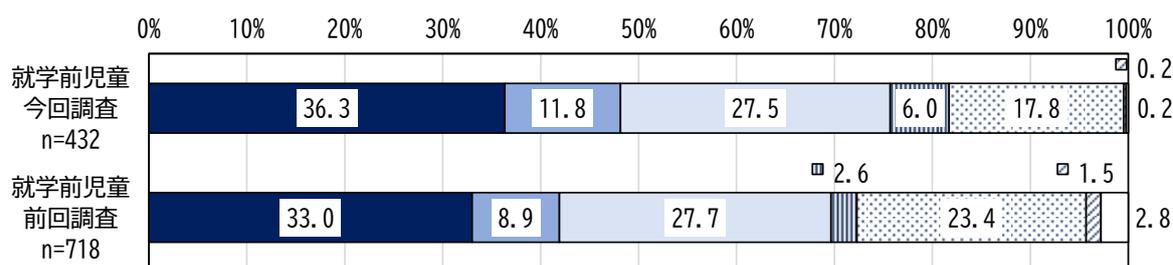
対象者	配布数	回収数	回収率
①就学前児童の保護者	900件	432件	48.0%
②小学生の保護者	700件	337件	48.1%

●アンケート調査の結果（抜粋）

(1) 母親の就労状況

母親の就労状況について、フルタイム又はパート・アルバイト等で就労している割合は、今回調査が81.6%と、前回調査の結果と比べて9.4ポイント増加しています。女性の社会進出に伴い、共働き世帯が増加している状況となっています。

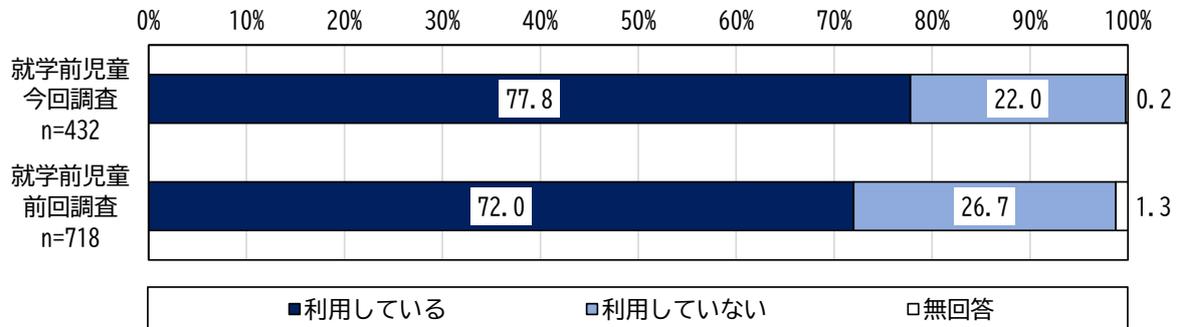
増加の要因としては、女性が社会進出しやすい環境整備が進んでいることに加えて、近年の物価上昇など、子育て世帯における経済的負担感の増加なども影響しているのではないかと考えられます。



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

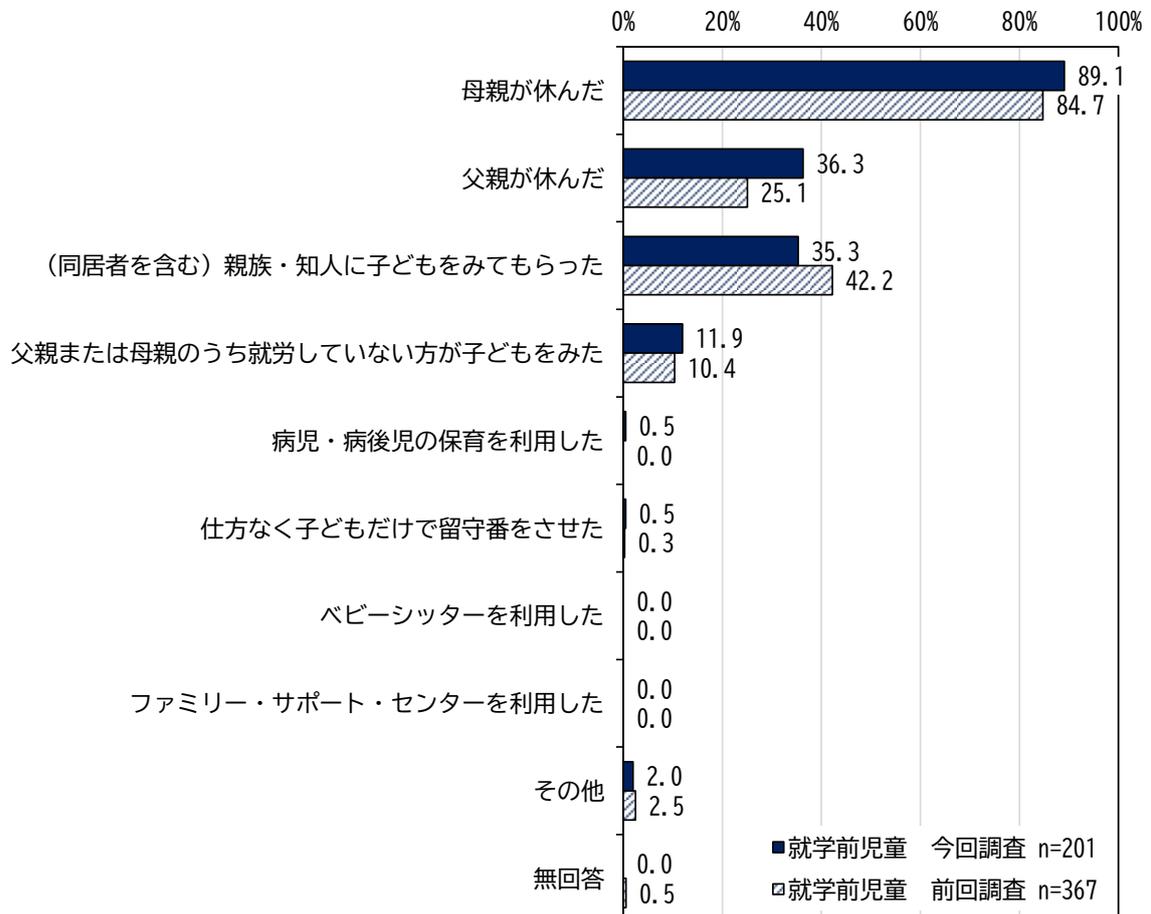
(2) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」をみると、今回調査が77.8%、前回調査が72.0%と、前回調査の結果と比べて5.8ポイント増加しています。



(3) 病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったときの対処方法

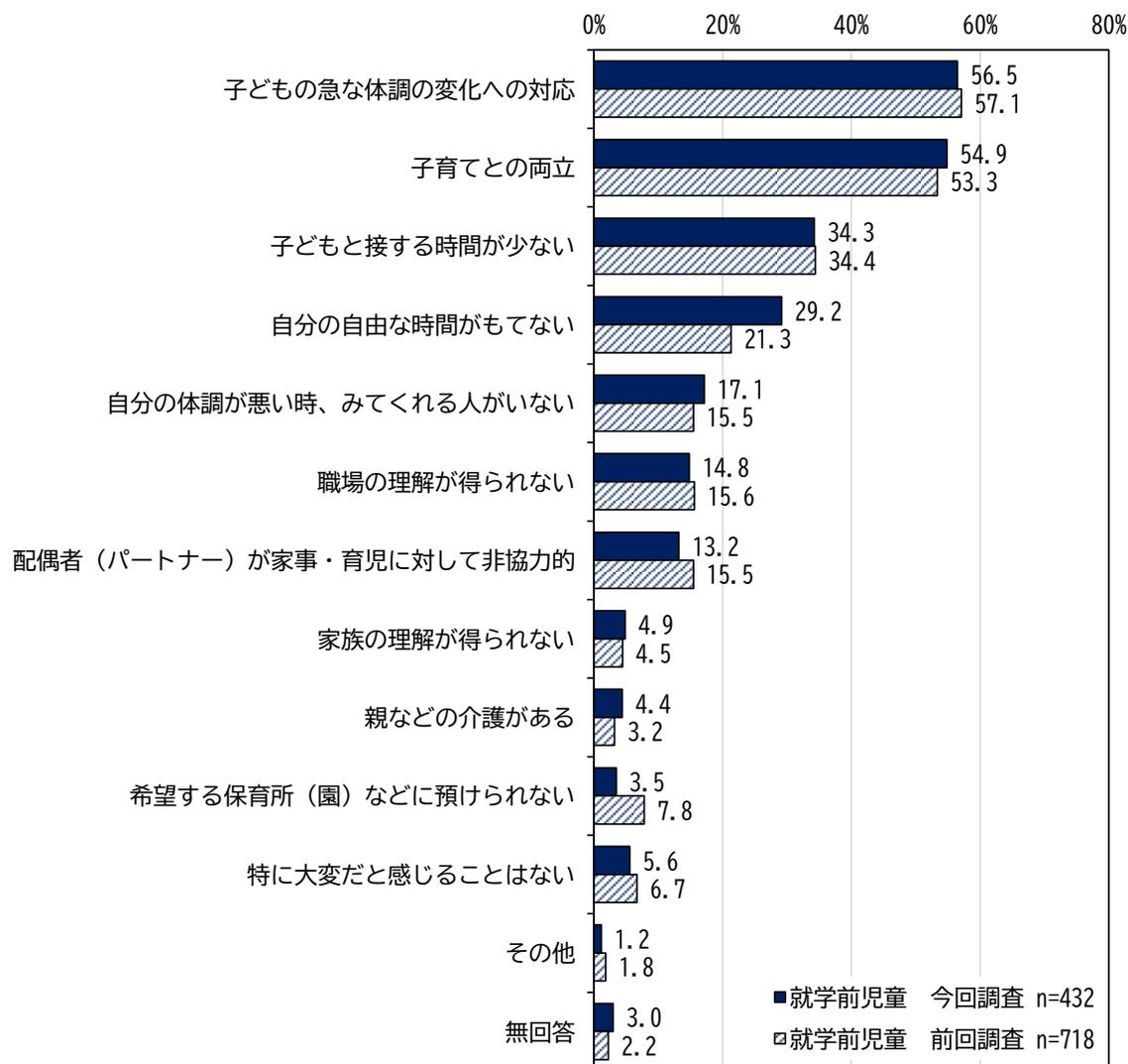
病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったときの対処方法は、今回調査、前回調査ともに、「母親が休んだ」の割合が最も高く、依然として母親の負担は大きい状況がみられます。一方で、「父親が休んだ」をみると、今回調査が36.3%、前回調査が25.1%と、前回調査の結果と比べて11.2ポイント増加しています。



(4) 子育てと仕事を両立する上で大変だと感じること

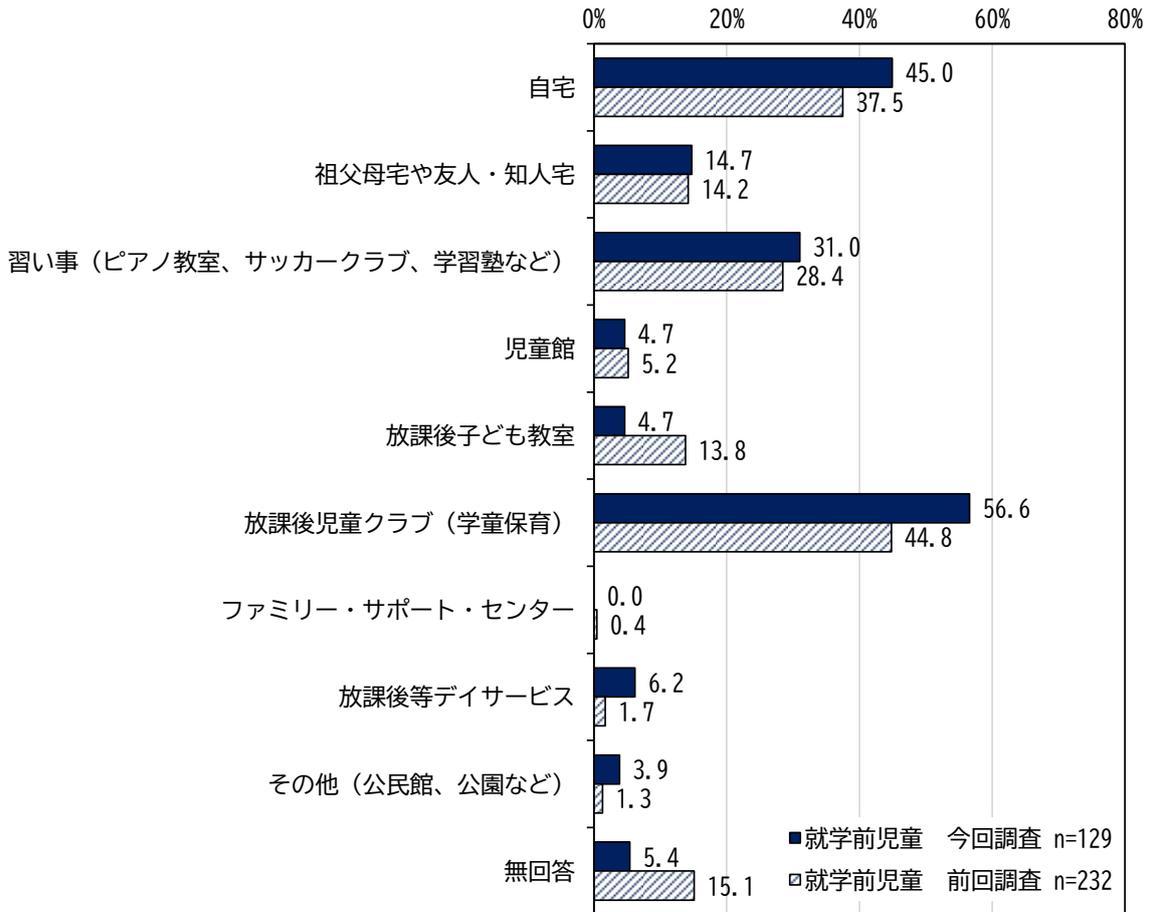
子育てと仕事を両立する上で大変だと感じることは、今回調査、前回調査ともに、「子どもの急な体調の変化への対応」、「子育てとの両立」が上位に挙げられています。

共働き世帯が増加する中、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどは、罹患すれば通園・出席停止の期間も定められていることから、こどもの予測できない体調の変化への対応は、多くの保護者が大変だと感じているという状況がうかがえます。



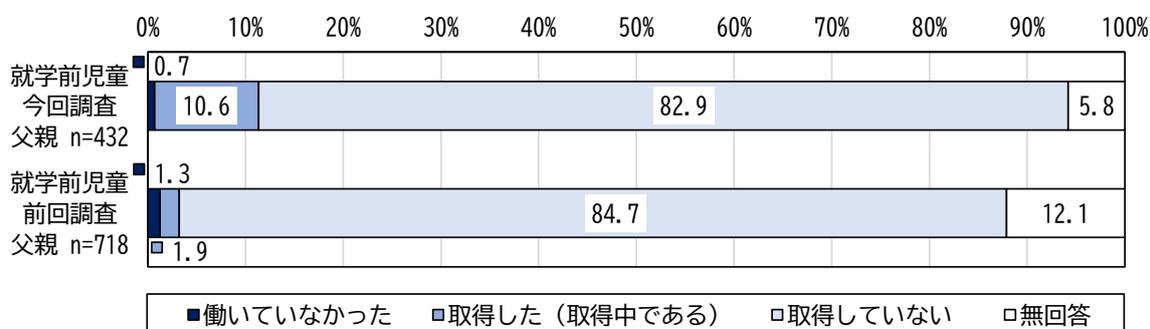
(5) 希望する放課後の過ごし方【低学年】

希望する放課後の過ごし方【低学年】について、「放課後児童クラブ（学童保育）」をみると、今回調査が56.6%、前回調査が44.8%と、前回調査の結果と比べて11.8ポイント増加しています。増加の要因としては、やはり共働き世帯の増加が考えられます。一方で、現在の需要は高く出ているものの、近年の出生数は10年前と比べて大きく減少し推移していることから、需要と供給のバランスを考慮しながら放課後児童クラブの安定供給を検討していく必要があると考えられます。



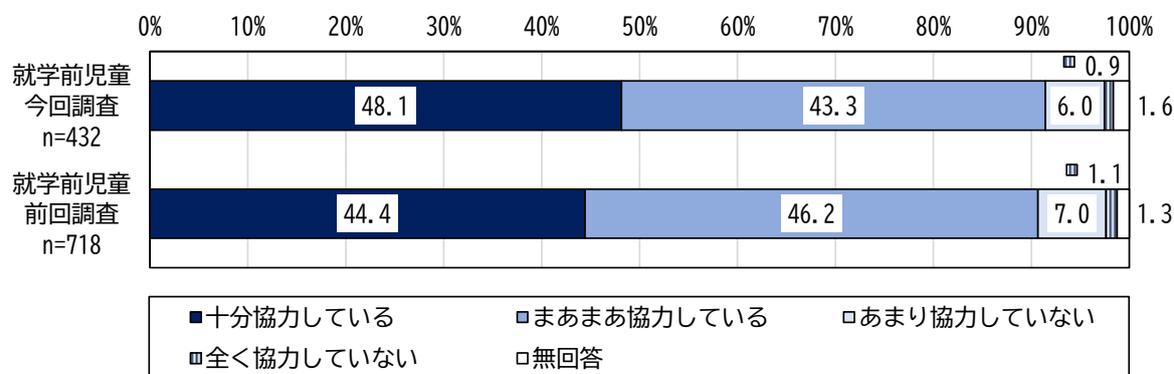
(6) 父親の育児休業の取得状況

父親の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」をみると、今回調査が10.6%、前回調査が1.9%と、前回調査の結果と比べて8.7ポイント増加していることから、父親の育児休業の取得が促進されていることがうかがえます。



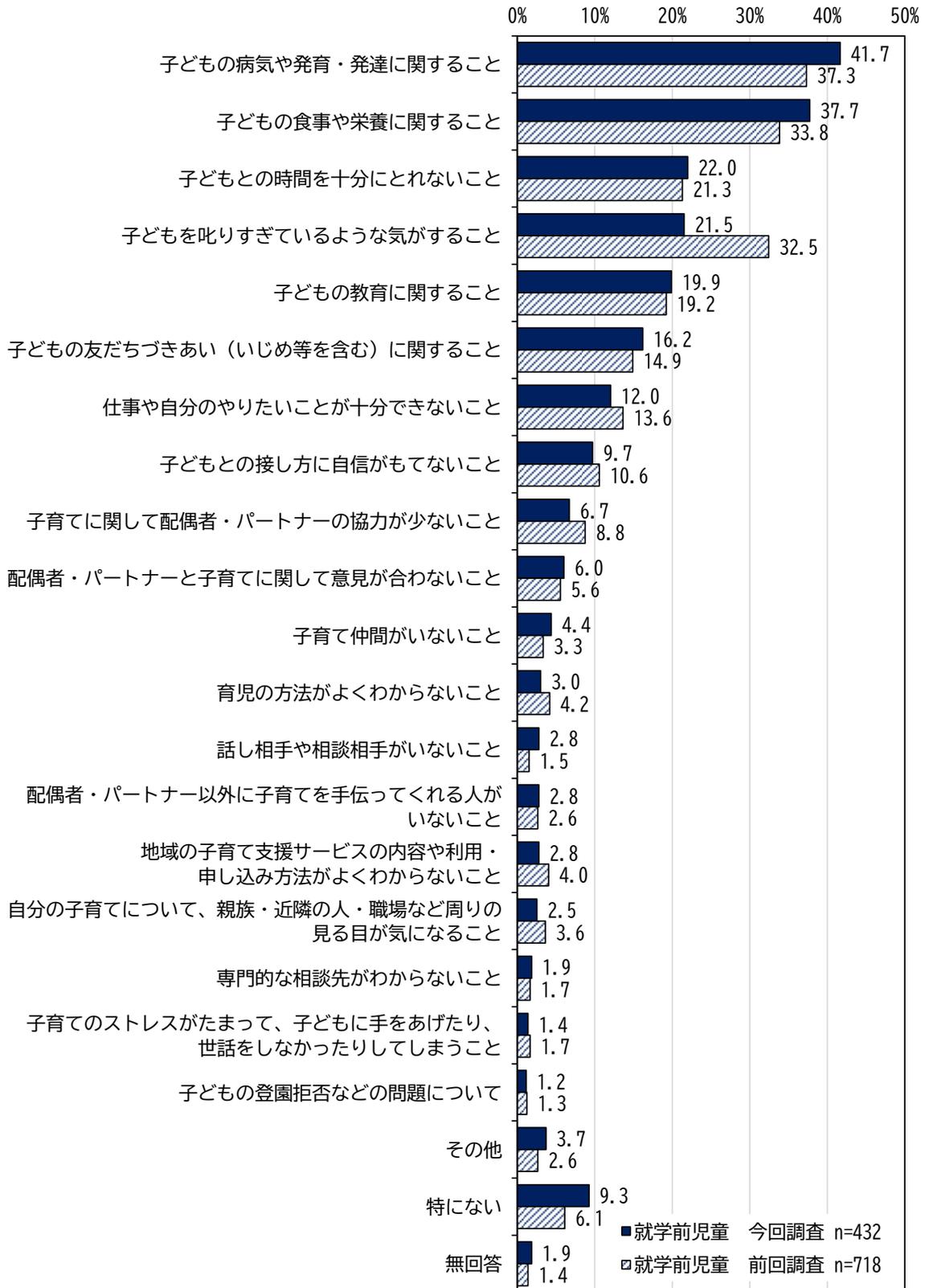
(7) 家族で協力し子育てをしている状況

家族で協力し子育てをしている状況について、「十分協力している」をみると、今回調査が48.1%、前回調査が44.4%と、前回調査の結果と比べて3.7ポイント増加しています。



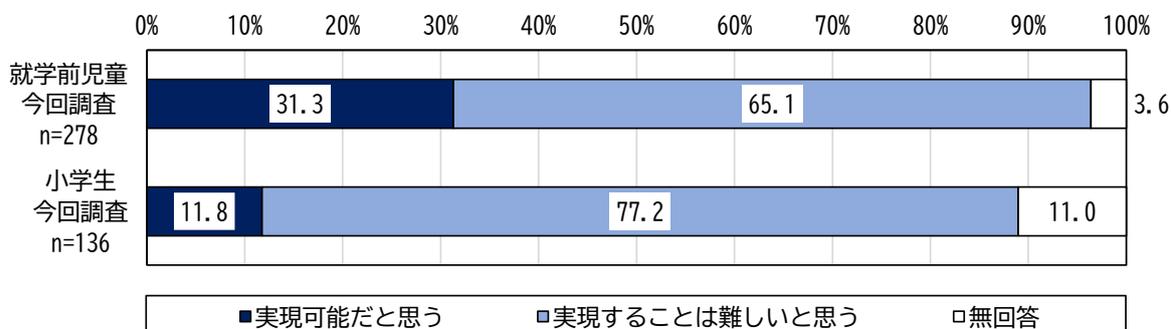
(8) 日頃悩んでいること、気になること

日頃悩んでいること、気になることは、今回調査、前回調査ともに、「子どもの病気や発育・発達に関すること」、「子どもの食事や栄養に関すること」が上位に挙げられています。



(9) 理想とするこどもの数の実現性

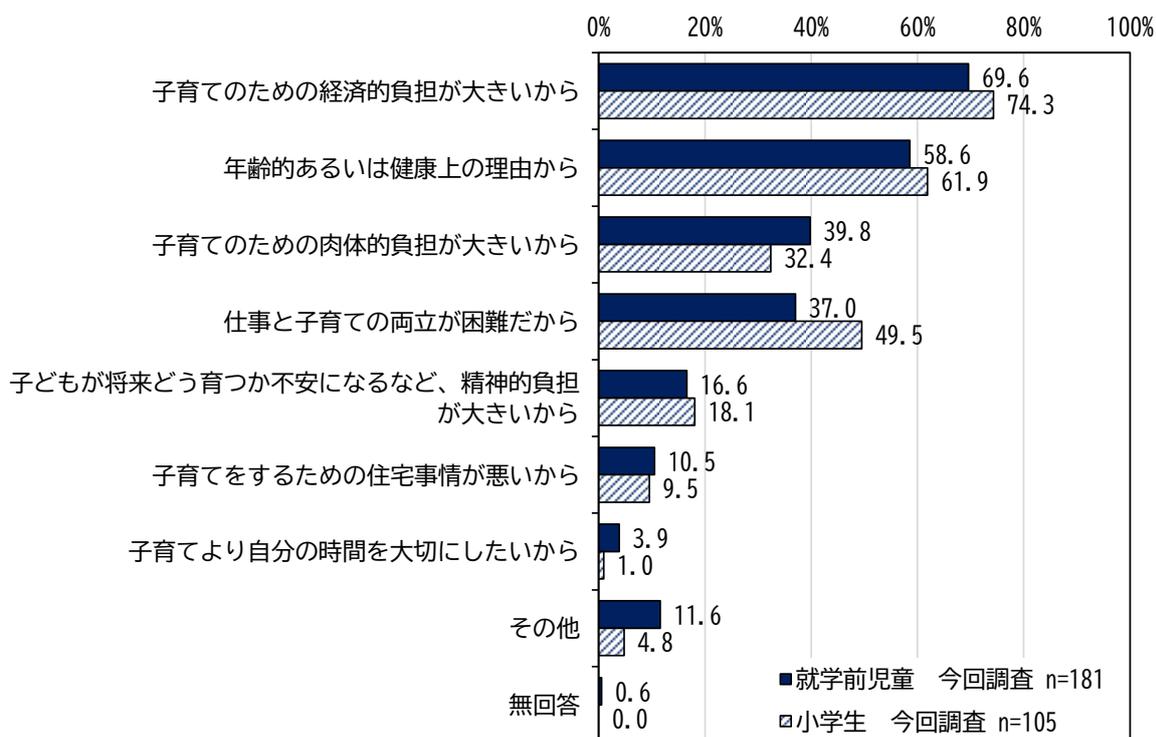
理想とするこどもの数の実現性について、「実現することは難しいと思う」をみると、就学前児童が65.1%、小学生が77.2%と、小学生が12.1ポイント上回っています。



(10) 理想とするこどもの数を実現することは難しいと思う理由

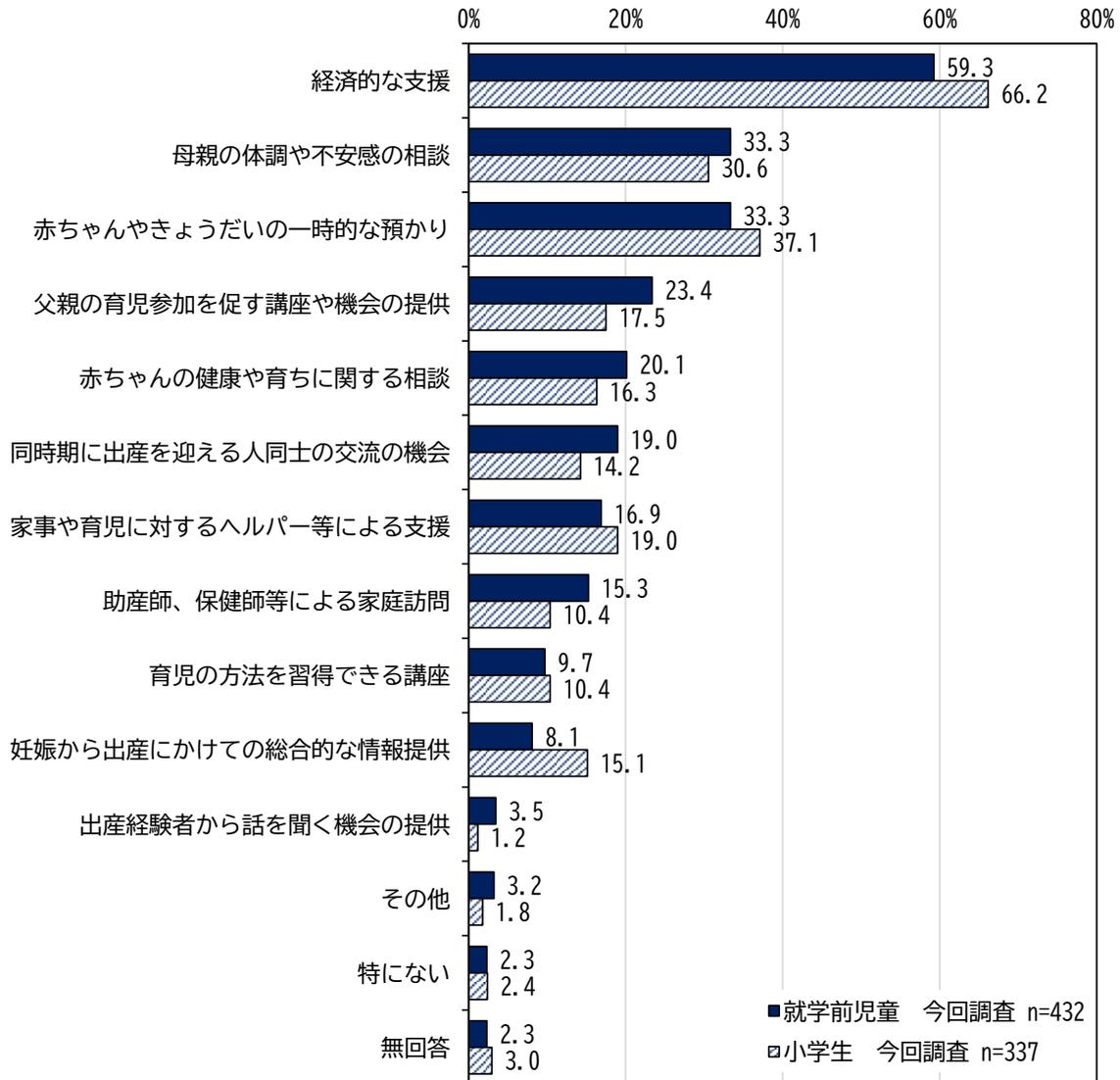
理想とするこどもの数を実現することは難しいと思う理由は、就学前児童、小学生ともに、「子育てのための経済的負担が大きいから」、「年齢的あるいは健康上の理由から」が上位に挙げられています。また、就学前児童、小学生で大きな差が見られる項目は、「仕事と子育ての両立が困難だから」で、就学前児童が37.0%、小学生が49.5%と、小学生が12.5ポイント上回っています。

少子化を加速させている要因として考えられている経済的負担が大きいということが、結果にも表れた形となっています。



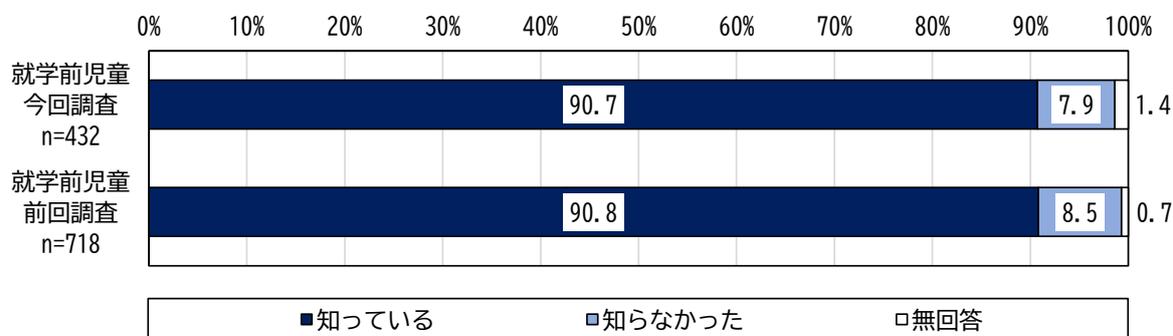
(11) 妊娠中や出産後に必要だと思うサービス

妊娠中や出産後に必要だと思うサービスは、就学前児童、小学生ともに、「経済的な支援」が突出して高く、就学前児童が59.3%、小学生が66.2%と、小学生が6.9ポイント上回っています。妊娠・出産時においても、多くの方が経済的支援を求めていることがわかる結果となっています。



(12) 虐待を発見した場合の連絡（通告）義務の認知度

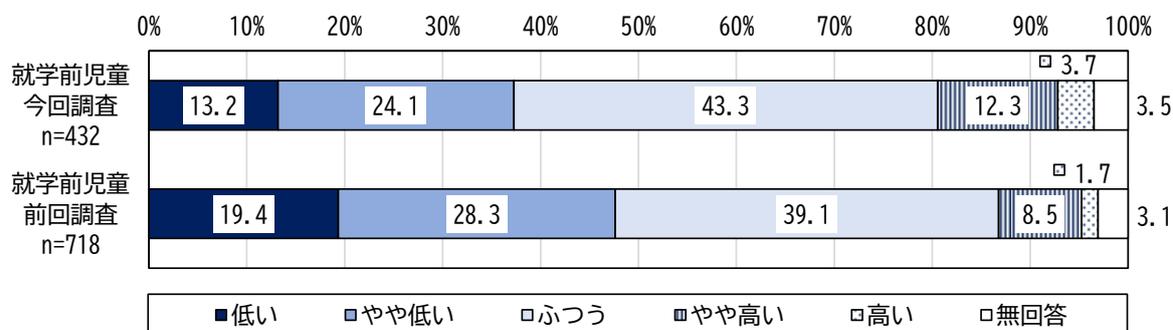
虐待を発見した場合の連絡（通告）義務の認知度について、「知っている」をみると、今回調査が90.7%、前回調査が90.8%と、多くの方が連絡（通告）義務を認知されている状況がうかがえます。



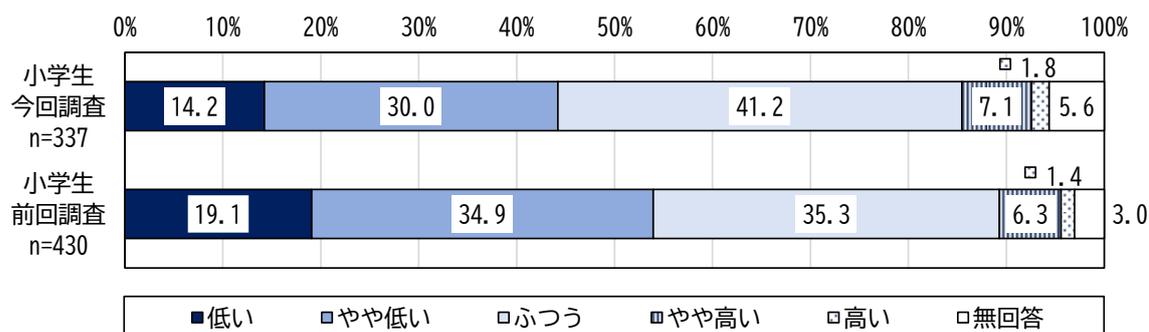
(13) 子育て支援や環境への満足度

子育て支援や環境への満足度について、『満足している（「やや高い」、「高い」の合計値）』をみると、就学前児童では、今回調査が16.0%、前回調査が10.2%と、前回調査の結果と比べて5.8ポイント増加しています。また、小学生では、今回調査が8.9%、前回調査が7.7%と、前回調査の結果と比べて1.2ポイント増加しています。

■就学前児童



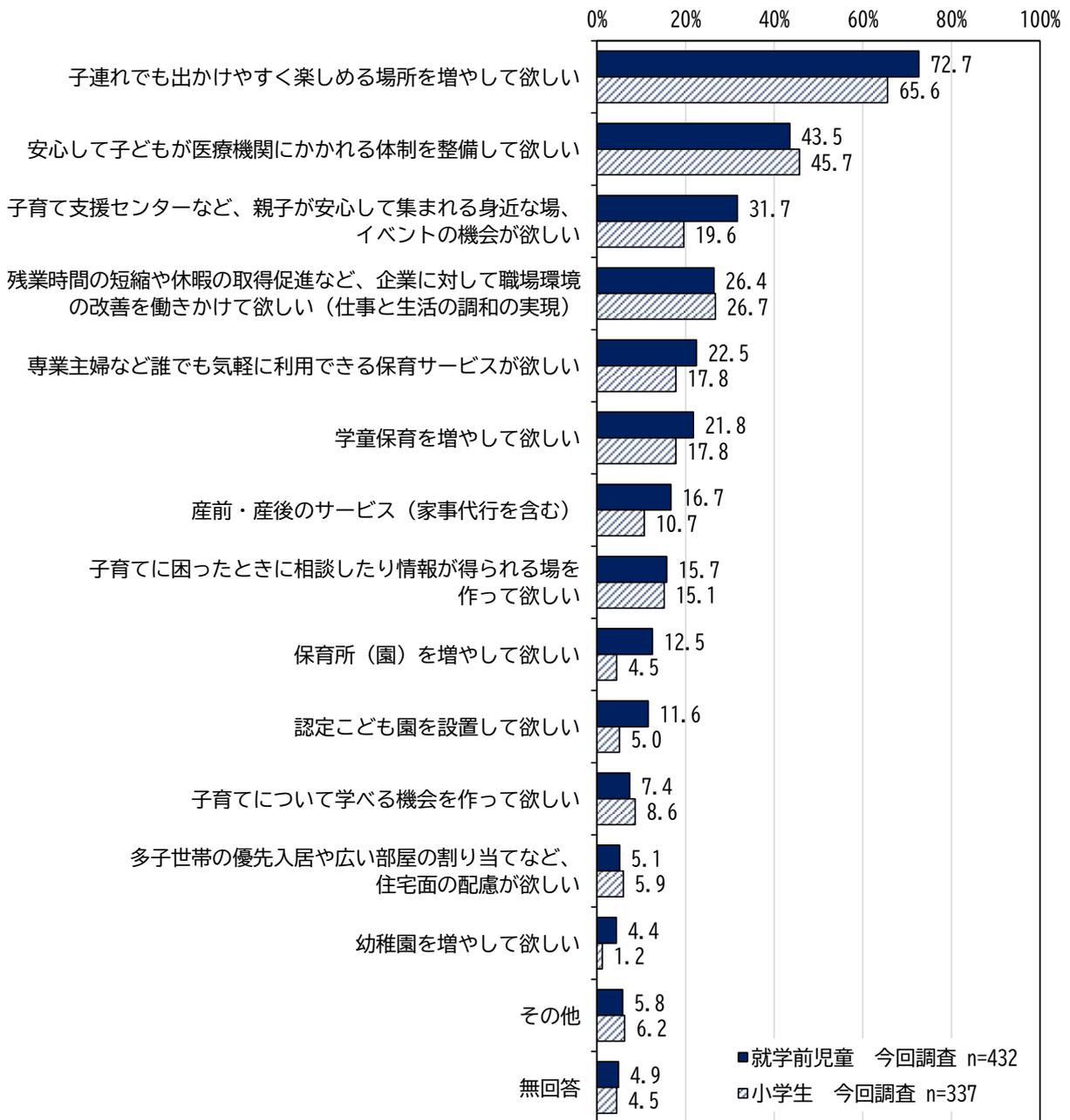
■小学生



(14) 充実を期待する子育て支援

充実を期待する子育て支援は、就学前児童、小学生ともに、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が突出して高く、就学前児童が72.7%、小学生が65.6%と、就学前児童が7.1ポイント上回っています。また、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」は、就学前児童、小学生ともに4割台を示しています。

こどもと一緒に楽しめる場所や、医療機関の充実を望む声が多くなっています。



7 こども・子育て家庭を取り巻く主な課題

(1) 少子化の対策に向けた取組の推進

少子化対策の推進においては、結婚や家庭のあり方に対する価値観の多様化や未婚化・晩婚化が少子化の一因となっている現状に対応し、社会全体で未婚率の上昇という課題に取り組む必要があります。

本市の出生数は令和4年に200人を切り、減少傾向が続いており、少子化の進行が加速しています。これにより、社会には様々な影響が生じています。地域や社会が保護者に寄り添い、妊娠・出産に対する心身の負担感や経済的負担感を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、こどもを産み育てることに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが必要です。

こどもを授かり安心して産み育て、こどもたちの健やかな育ちを支援するため、社会全体で協働しながら、次代を担うこどもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指していくことが重要です。

(2) 子育てと仕事の両立に向けた取組の推進

女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯が増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱えている家庭が増加していると予測されます。

子育てと仕事の両立を実現するためには、企業の協力と理解を得ることが必要不可欠です。そのため、企業への働きかけや情報提供を通じて、多様な働き方の実現や父親の育児休業の取得促進など、働き方を選択できる職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層、社会全体へと浸透させていくことが重要です。

また、こどもの体調の変化に対応することが大変だと感じている家庭が多いことから、子育てと仕事の両立を支える子育て支援サービスの充実を図ることも重要です。

(3) こどもたちの健やかな成長を守るための取組の推進

こどもたちは、未来を築く大切な存在です。こどもたちの成長には、「育てる＝家庭教育」、「教える＝学校教育」の二つの車輪を、こどもたちの成長とともに、前へと進めていくことが大切です。家庭・家族だから教えられること、学校だから学べることを理解し、家庭、学校、地域、また関係機関・関係団体との連携を図ることが重要です。

また、こどもの成長過程において、教育にかかる費用負担が大きいことも課題のひとつです。すべてのこどもたちが平等に教育を受けられるよう、教育にかかる経済的な障壁を取り除くことで、こどもたちが安心して学び、成長できる環境が重要です。

さらには、家庭や学校において、児童生徒が置かれている環境も多様化しています。いじめや不登校、児童虐待などの諸問題に適切に対応するため、児童生徒及び保護者に対する相談体制や支援体制の充実、未然に防止するための取組が重要です。

(4) こどもたちが夢と希望をもち、育つ社会の実現に向けた取組の推進

家庭の状況は障害、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々です。そのため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的支援の充実を図ることが重要です。家庭における環境は様々であっても、次代を担うこどもたちが、夢と希望をもち、こころ豊かで健やかに育つ社会を実現することが重要です。

近年、ヤングケアラーなど潜在化しやすい家庭状況にあるこどもや家庭の問題を積極的に解決するためには、関係機関との連携を強化し、訪問や相談支援体制の充実を図ることが重要です。特有の課題に対する理解を深め、包括的な支援体制を確立し、すべての家庭が安心して暮らせる社会を目指すことが重要です。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

核家族化の進行、働く女性の増加など、社会構造が変化し続ける中、共働き家庭はもとより、在宅で子育てする家庭も含めて、多くの子育て家庭において子育ての悩みが増えている状況です。そこで、すべての家庭に対して、支援していくことが必要になってきています。急速に少子化が進行する中で、家庭及び地域を取り巻く環境に変化が生じ、改めて地域の人と人とのふれあいを大切にすることが求められています。

次代を担う子どもたちが、こころ豊かで健やかに育ち、こどもの笑顔があふれるまちであることは、親のみならず、地域住民みんなの願いです。安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるために、家庭はもとより地域、学校、企業、行政など社会全体で、子どもが心身ともに健やかに育つ保育環境の整備、子育て支援体制の充実を図っていく必要があります。

本市では、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、第2期子ども・子育て支援事業計画の継続性及び子ども施策のさらなる充実を図るため、基本理念は、第2期子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、次代を担うこどもの成長を地域全体で支え、こどもの笑顔があふれるまちになることを目指し、

基本理念
こどもと親と地域がそだ育つ
笑顔あふれるまち ほこた

とします。

2 施策の体系

基本理念に基づき、以下の9つの項目を基本目標に掲げ、施策を展開します。

基本理念	基本目標	基本施策
こどもと親と地域が育つ 笑顔あふれるまち ほこた	基本目標1 地域における子育て支援の充実	(1)地域における子育て支援サービスの充実 (2)保育サービスの充実 (3)子育て支援ネットワークづくり (4)児童の健全育成
	基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	(1)こどもや母親の健康の確保 (2)「食育」の推進 (3)思春期保健対策の充実 (4)小児医療の充実
	基本目標3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備促進	(1)次代の親の育成 (2)こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 (3)家庭や地域の教育力の向上 (4)こどもを取り巻く有害環境対策の推進
	基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備促進	(1)良質な住宅及び良好な居住環境の確保 (2)安心して外出できる環境の整備 (3)安全・安心なまちづくりの推進
	基本目標5 職業生活と家庭生活との両立支援の充実	(1)仕事と生活の調和の推進 (2)就労支援・就労環境の改善
	基本目標6 こどもの安全確保の促進	(1)こどもの交通安全を確保するための活動の推進 (2)こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
	基本目標7 支援が必要な児童へのきめ細やかな取組の推進	(1)児童虐待防止対策の強化 (2)ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3)障害児施策の充実 (4)発達障害児支援体制の整備 (5)外国籍のこども・家庭への支援
	基本目標8 社会や結婚に夢や希望の持てる環境づくりの推進	(1)次代の親の社会活動の支援 (2)出会い・交流の場の創造
	基本目標9 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進 【こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画】	(1)早期発見のための取組の強化 (2)生活の安定に資するための支援の充実 (3)教育支援の充実 (4)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実 (5)経済的支援の充実 (6)支援体制の整備・充実

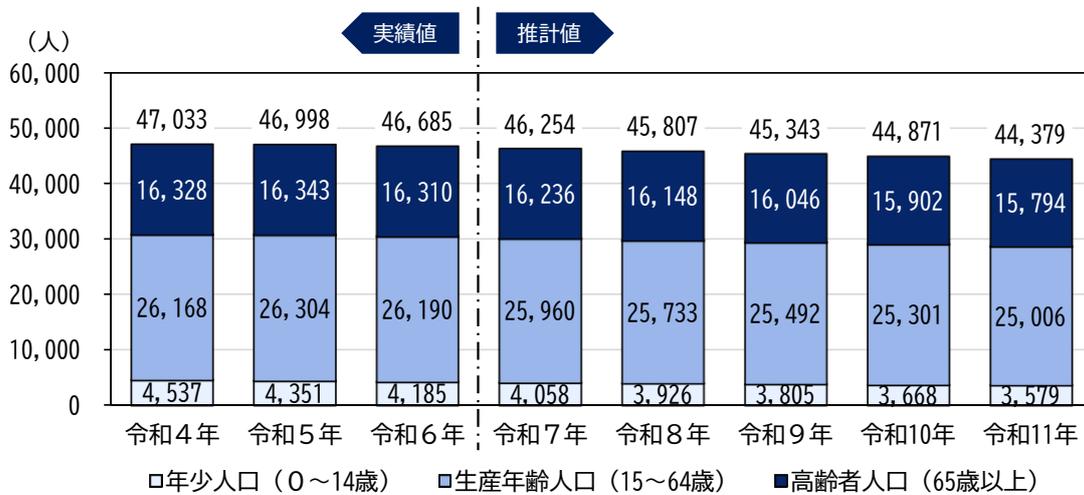
3 人口、児童数の推計

(1) 総人口の推計

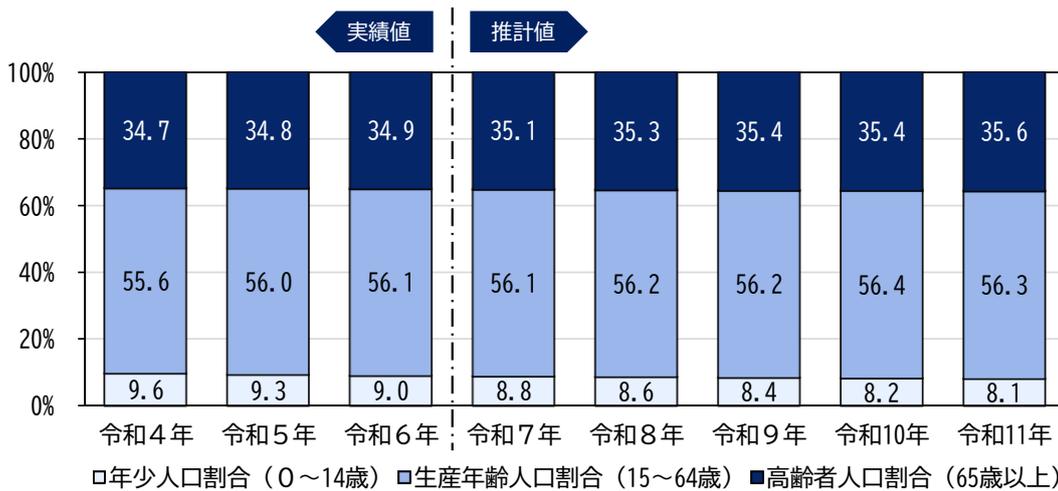
本市の総人口の推計結果は、今後も減少傾向で推移し、計画期間中には人口が1,900人程度減少し、令和11年には44,379人となることが予測されます。

また、年齢3区分別人口の割合は、今後も高齢者人口割合は増加する一方で、年少人口割合は減少し、令和11年には8.1%になると予測されます。

<総人口と年齢3区分別人口の推計>



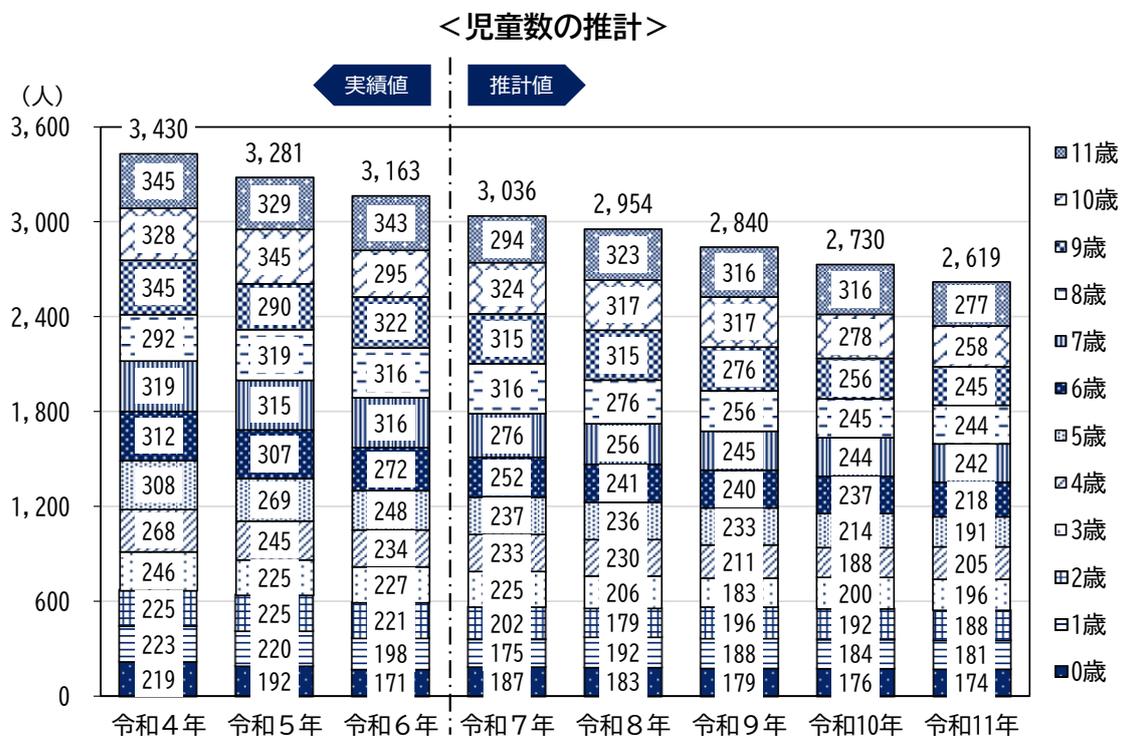
<年齢3区分別人口の割合の推計>



資料：令和4年から令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和7年以降はコーホート変化率法による推計値

(2) 児童数の推計

本市の総人口の人口推計結果から、0歳から11歳までの児童数をみると、今後も減少傾向で推移し、令和7年から令和11年にかけては、児童数が400人程度減少し、令和11年には2,619人になると予測されます。



資料：令和4年から令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和7年以降はコーホート変化率法による推計値

※ コーホート変化率法：年齢別・男女別の人口について、出生・死亡や転入・転出などの要因を分けずに、過去の人口実績（住民基本台帳）から「変化率」を求め、変化率に基づき将来人口を推計する方法です。

4 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、地域子ども・子育て支援事業の実施しようとする提供体制等の単位として定める区域であり、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地理的条件や人口などの社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況を総合的に勘案して、市町村が定める区域のことです。

本市では、一時的な需要の増減に対しても柔軟に対応しやすく、また、第1期計画、第2期計画での区域設定を継続し、市内を一つの区域として設定します。

市町村子ども・子育て支援事業計画（平成二十四年法律第六十五号）

第六十一条（略）

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

第 4 章

教育・保育の目標量

第4章 教育・保育の目標量

1 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

(1) 教育・保育認定について

「認定こども園」「幼稚園」「保育所（園）」「地域型保育事業」の教育・保育を利用するこどもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われます。

<教育・保育の認定区分>

認定区分	利用時間	施設・事業
●1号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、 2号認定以外のこども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
●2号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、 保護者の労働や疾病等により、家庭において必要 な保育を受けることが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園
●3号認定こども 満3歳未満のこどもであって、保護者の労働や 疾病等により、家庭において必要な保育を受ける ことが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業

※1号認定の教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

※夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定（2号認定）を受けることができる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、教育標準時間認定（1号認定）を受けて幼稚園を利用することが可能です。

※保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る労働時間の下限を1か月あたり56時間としています。

- 教育標準時間：1日4時間の幼児教育
- 保育標準時間：1日最大11時間の保育（主にフルタイムの労働を想定）
- 保育短時間：1日最大8時間の保育（主にパートタイムの労働を想定）

(2) 教育・保育施設について

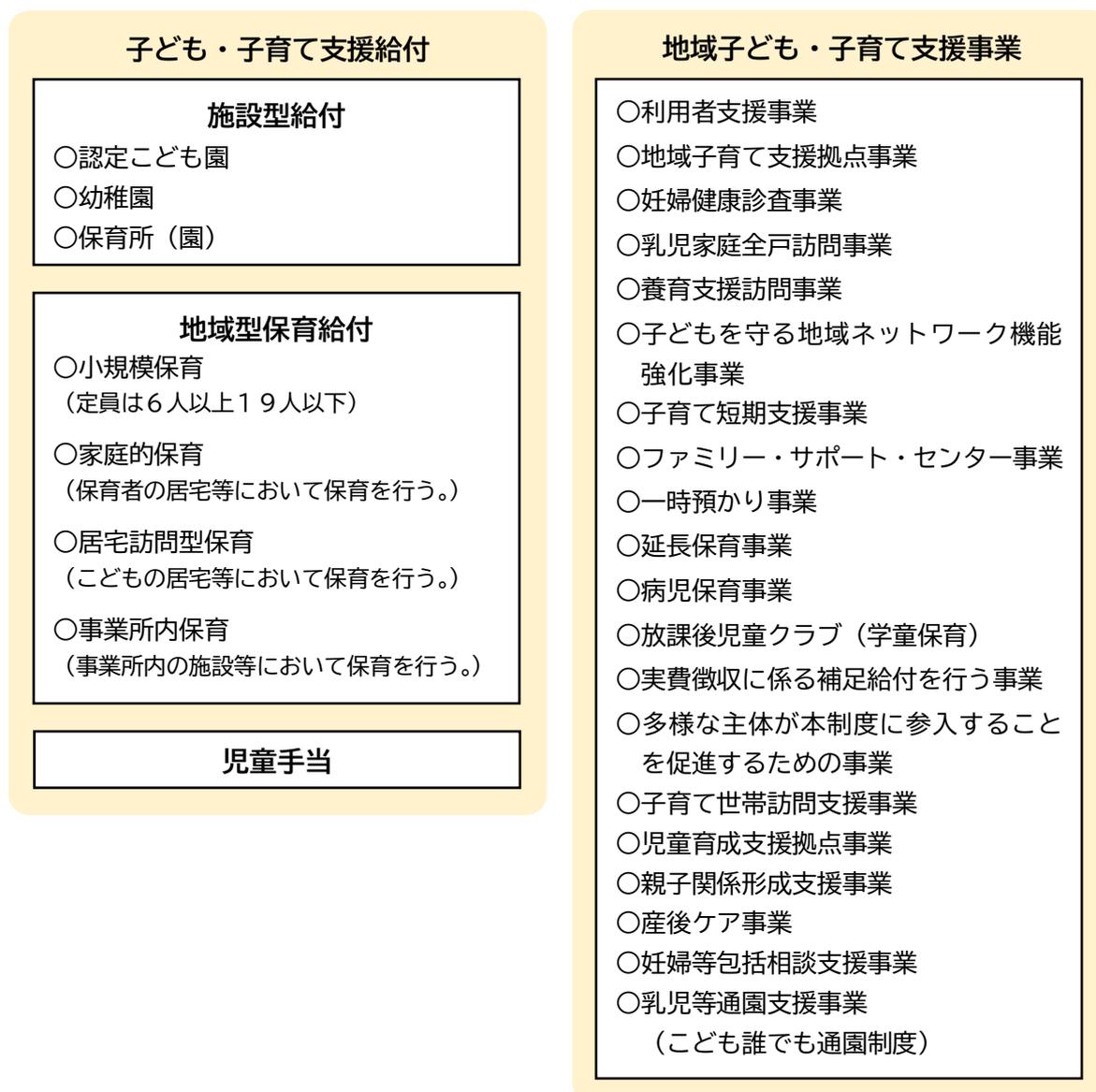
子ども・子育て支援新制度では、幼稚園と保育所（園）に加え、両方の機能を併せ待つ「認定こども園」があります。

また、市町村の認可事業として、地域型保育事業により、保育ニーズが高い0歳児から2歳児の受け入れ枠を確保しています。

財政支援では、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び地域型保育事業への給付（「地域型保育給付」）により、市町村の確認を受けた施設・事業に対して給付を行います。

地域子ども・子育て支援事業には、新たに「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、「産後ケア事業」、「妊婦等包括相談支援事業」が位置づけられるとともに、令和8年度より「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始となります。

<新制度における給付・事業の体系>



(3) 教育・保育施設の需要量及び確保方策

〔量の見込みの考え方〕

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要量の推計にあたっては、就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象としたアンケート調査結果を踏まえつつ、各事業における過去5年間の実績値（利用率、伸び率）、児童人口推計等を勘案し、算出しています。

①0歳児保育、1歳児保育、2歳児保育（3号認定こども）

出産後の早期職場復帰や、共働き家庭・ひとり親家庭の保護者が安心してこどもを預けられるよう、認定こども園や保育所（園）等において、0歳児、1歳児、2歳児保育定員の確保を図ります。

<量の見込み及び確保方策【0歳児保育】>

単位：人		R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		65	83	81	79	78	77
確保方策	特定教育保育施設 (認定こども園・保育所(園))	87	87	87	87	87	81
	地域型保育事業						
	認可外保育施設	2	2	2	2	2	2
確保方策の合計		89	89	89	89	89	83

<量の見込み及び確保方策【1歳児保育】>

単位：人		R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		116	104	115	112	110	108
確保方策	特定教育保育施設 (認定こども園・保育所(園))	140	140	140	140	140	132
	地域型保育事業						
	認可外保育施設	2	2	2	2	2	2
確保方策の合計		142	142	142	142	142	134

<量の見込み及び確保方策【2歳児保育】>

単位：人		R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		153	143	126	138	136	133
確保方策	特定教育保育施設 (認定こども園・保育所(園))	175	175	175	175	175	163
	地域型保育事業						
	認可外保育施設	2	2	2	2	2	2
確保方策の合計		177	177	177	177	177	165

②3～5歳児教育・保育（1号認定こども及び2号認定こども）

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園、幼稚園及び保育所（園）等において、3～5歳児教育・保育定員の確保を図ります。

<量の見込み及び確保方策【1号認定】>

単位：人		R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		量の見込み	97	88	85	79	72
確保方策	特定教育保育施設 (認定こども園・保育所(園)・ 幼稚園)	322	307	307	307	307	307
	地域型保育事業						
	認可外保育施設						
確保方策の合計		322	307	307	307	307	307

<量の見込み及び確保方策【2号認定】>

単位：人		R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		量の見込み	543	547	532	499	483
確保方策	特定教育保育施設 (認定こども園・保育所(園)・ 幼稚園)	633	633	633	633	633	579
	地域型保育事業						
	認可外保育施設	9	9	9	9	9	9
確保方策の合計		642	642	642	642	642	588

2 地域子ども・子育て支援の量の見込みと提供体制確保の内容と実施期間

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市では、こども・子育て家庭等を対象とする事業を実施するため、計画期間における事業の量の見込みと確保方策について次のように計画しています。

①利用者支援事業

事業概要	子育て家庭の親子や妊婦等が、認定こども園・幼稚園・保育所（園）等での教育・保育や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。
対象者	子育て家庭の親子、妊婦等

■現状

令和6年4月に設置した「こども家庭センター【HUG くむ】」は、「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」、「母子保健事業」の各事業を、福祉事務所と銚田保健センターで分散して業務を実施していましたが、福祉事務所増設工事の完了に伴い、同年9月より子ども家庭課の機能をすべて移転し、すべての妊産婦とこども、子育て世帯への切れ目のない支援の強化を図っています。

■量の見込みと確保方策

引き続き、こども家庭センター【HUG くむ】において、関係機関と連携しながら子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができる環境を実現できるよう努めます。

<量の見込みと確保方策>

単位：か所		R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	基本型	1	/	/	/	/	/
	こども家庭センター型	/	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	1	/	/	/	/	/
	こども家庭センター型	/	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

事業概要	子育て支援センターやつどいの広場で、子育て家庭の親子の交流の場の提供、育児相談、子育てに関する講習会・情報提供等を行う事業です。
対象者	子育て家庭の親子、妊婦等

■現状

子育て支援センター5か所において、育児相談、子育て講座、子育てサークルの育成支援、子育て情報の提供などを行っています。

■量の見込みと確保方策

引き続き、地域子育て支援拠点において事業量の確保に努め、利用者のニーズに応える運営をしていきます。

<量の見込みと確保方策>

単位：人回、か所		R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		3,232	3,551	3,551	3,551	3,551	3,551
確保方策	施設数	5	5	5	5	5	5

③妊婦健康診査事業

事業概要	安全な分娩と健康なこどもの出産のため、妊娠週数に応じた妊婦健康診査の受診費用を助成する事業です。
対象者	すべての妊婦

■現状

母子健康手帳申請時に、母子健康手帳と併せて妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査の受診を勧めています。

■量の見込みと確保方策

出生数の減少に伴い、受診延べ人数も減少していく見込みです。

引き続き、すべての妊産婦を対象に、利便性の向上と受診勧奨に努めます。

<量の見込みと確保方策>

単位：人回		R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		2,111	2,201	2,154	2,107	2,072	2,048
確保方策		2,111	2,201	2,154	2,107	2,072	2,048

④乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、保健師等が赤ちゃんの体重測定や育児等の相談、乳幼児健康診査、予防接種等の案内を行い、育児支援を図る事業です。
対象者	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

■現状

家庭訪問では、育児支援チェックリスト、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）、赤ちゃんへの気持ち質問票を使い、具体的な不安の解消に努めています。

■量の見込みと確保方策

市内の対象家庭すべての訪問を想定し、0歳児の将来推計結果をもとに実績から事業量を見込んでいます。

引き続き、こども家庭センターにより事業を実施し、保健師、保育士の体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

<量の見込みと確保方策>

単位：人	R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	164	187	183	179	176	174
確保方策	164	187	183	179	176	174

⑤養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の支援をする事業です。
対象者	妊産婦、乳幼児・児童及びその養育者

■現状

乳児家庭全戸訪問事業の結果、養育支援が必要と思われる家庭に対し、専門的相談支援や育児・家事援助事業を通して支援を行っています。

■量の見込みと確保方策

一定程度のニーズがあると判断し、事業量を見込んでいます。

引き続き、支援の必要なケースの把握に努め、必要な事業量の確保に努めます。

<量の見込みと確保方策>

単位：人	R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	6	17	17	17	17	17
確保方策	6	17	17	17	17	17

⑥-1 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要	保護者の労働や疾病等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。
対象者	支援が必要な家庭

■現状

本市では、現在3施設（うち、2施設は市外）と委託契約を結んで実施しています。

■量の見込みと確保方策

子育て短期支援事業については、利用実績に基づき必要量を見込んでいます。
引き続き、児童福祉施設や里親に働きかけ、施設の確保に努めます。

<量の見込みと確保方策>

単位：人日、か所		R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		18	17	17	17	17	17
確保方策	利用者数	18	17	17	17	17	17
	施設数	3	4	4	4	4	4

⑥-2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

事業概要	保護者の労働その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。
対象者	支援が必要な家庭

■現状

市内で実施している施設はありません。

■量の見込みと確保方策

現在、事業の実施予定はありません。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（利用会員）と当該援助を行うことを希望する方（協力会員）との相互援助活動を支援する事業です。
対象者	概ね生後6か月～小学校6年生

■現状

こども家庭センター「HUG くむ」が窓口となり、事業を実施しています。

■量の見込みと確保方策

引き続き、こども家庭センター【HUG くむ】で事業を実施し、就学児童をもつ依頼会員の掘り起しや、提供会員の安定的な確保に努め、必要な事業量の確保に努めます。

<量の見込みと確保方策>

単位：人日	R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	453	457	457	457	457	457
確保方策	500	500	500	500	500	500

令和5年度未会員数

- 協力会員..... 57人
- 利用会員..... 73人
- 両方会員..... 4人

利用料金（1時間あたりの料金）

- 平日（0時～7時）..... 800円
- 平日（7時～19時）..... 700円
- 土・日、祝日（0時～24時）..... 800円

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園・認定こども園）

事業概要	降園時間後も、保護者の都合で園児を預かる事業です。
対象者	3歳～5歳

■現状

市内の公立幼稚園及び認定こども園において預かり保育を実施しています。

■量の見込みと確保方策

引き続き、就労や通院等の理由により、家庭での保育が困難な在園児を対象に、教育時間終了後、預かり保育を実施していきます。

<量の見込みと確保方策>

単位：人日、か所		R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		3,920	3,298	3,315	3,332	3,349	3,366
確保方策	利用者数	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
	施設数	6	6	6	6	6	6

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

事業概要	保護者の疾病、冠婚葬祭、その他の理由で一時的に保育を必要とする場合、1歳から就学前までの児童を一時的に預かる事業です。
対象者	0歳～5歳

■現状

市内の公立保育所2か所、民間保育園5か所において実施しています。

■量の見込みと確保方策

現在の実施状況を踏まえて、今後の事業量を見込んでいます。引き続き、必要な事業量を確保していきます。

<量の見込みと確保方策>

単位：人日、か所		R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		74	110	110	110	110	110
確保方策	利用者数	780	780	780	780	780	780
	施設数	7	7	7	7	7	7

⑨放課後児童クラブ（学童保育）

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
対象者	小学校1年生～小学校6年生

■現状

現在、市内7か所（12支援）において事業を実施しています。

■量の見込みと確保方策

共働き世帯は増加しているものの、児童数は減少傾向にあることなどを踏まえて、今後の事業量を見込んでいます。引き続き、必要な事業量を確保していきます。

<量の見込みと確保方策>

単位：人、か所		R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	1年生	185	160	153	153	151	139
	2年生	164	152	141	135	134	133
	3年生	134	140	122	114	109	108
	4年生	70	80	80	70	65	62
	5年生	71	70	69	69	60	56
	6年生	26	25	27	26	26	23
	合計	650	627	592	567	545	521
確保方策	利用者数	480	480	480	480	480	480
	設置数	12	12	12	12	12	12

⑩延長保育事業

事業概要	通常の保育時間の前後に保育所（園）が園児をお預かりする事業です。
対象者	0歳～5歳

■現状

公立保育所2か所、私立保育園6か所において延長保育を実施しています。

■量の見込みと確保方策

利用実績から利用児童は減少していく見込みです。

引き続き、ニーズ量を確保できるよう、事業を実施していきます。

<量の見込みと確保方策>

単位：人、か所		R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		204	197	192	186	181	179
確保方策	利用者数	200	200	200	200	200	180
	施設数	8	8	8	8	8	8

①病児保育事業

事業概要	<p>保護者の就労等の理由で、病気の児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）を保護者が保育できない際に、保育施設等でこどもを預かる事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「病児対応型」とは、病気の回復期に至っていない児童を、保護者の就労等の事情により家庭で保育できない場合に一時的に保育する事業です。 ● 「病後児対応型」とは、病気の回復期ではあるが、集団保育が困難な児童を、保護者の就労等の事情により家庭で保育できない場合に一時的に保育する事業です。 ● 「体調不良児対応型」とは、児童が保育所（園）で保育中に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、保育所（園）において緊急的な対応を行う事業です。
対象者	0歳～5歳

■現状

体調不良児対応型を市内2か所の保育所（園）で実施しています。

■量の見込みと確保方策

現在の実施状況を踏まえて、今後の事業量を見込んでいます。引き続き、体調不良児対応型を2か所で実施し、必要な事業量を確保していきます。

<量の見込みと確保方策>

単位：人日、か所		R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	体調不良児対応型	553	434	434	434	434	434
確保方策	利用者数	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	施設数	2	2	2	2	2	2

⑫子育て世帯訪問支援事業

事業概要	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、ヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。
対象者	妊婦、児童及びその養育者

■量の見込みと確保方策

必要な方が継続して利用ができるよう事業を実施します。

<量の見込みと確保方策>

単位：人日	R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	1	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1	1

⑬親子関係形成支援事業

事業概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。
対象者	児童及びその養育者

■量の見込みと確保方策

事業の実施方法について検討を進めるとともに、子育てに悩んでいる保護者に対して各種プログラムへの参加を促します。

<量の見込みと確保方策>

単位：人	R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	10	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10	10

⑭産後ケア事業

事業概要	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。
対象者	産婦、乳幼児

■量の見込みと確保方策

事業所の確保に努めるとともに、引き続き、利用者に向けて事業の周知をしていきます。

<量の見込みと確保方策>

単位：人日	R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	0	90	99	107	116	125
確保方策	0	90	99	107	116	125

⑮妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。
対象者	妊産婦

■量の見込みと確保方策

引き続き、母子健康手帳の発行時の全数面談や妊娠8か月アンケート時のフォローを通じて、出産に向けた切れ目ない支援を行います。

<量の見込みと確保方策>

単位：回	R5年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	/	624	624	624	624	624
確保方策	/	624	624	624	624	624

⑩乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要	保護者の就労を問わず、月 10 時間まで時間単位で柔軟に保育所（園）などを利用できる事業です。
対象者	保育所（園）等に入所していない0歳6か月から3歳未満

■量の見込みと確保方策

ニーズ量を注視し適量の受け皿を確保しながら、必要に応じた利用ができるよう実施します。

<量の見込みと確保方策>

単位：人		R5 年度 (実績)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	0 歳児			3	3	3	3
	1 歳児			5	4	4	4
	2 歳児			3	3	3	3
	合 計			11	10	10	10
確保方策	利用者数			11	10	10	10

⑪児童育成支援拠点事業

事業概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。
対象者	児童

■量の見込みと確保方策

現在、本事業の実施予定はありません。既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	幼稚園や保育園等は施設によって、保育料の他に教育・保育に係わる日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用を実費徴収として保護者から徴収する予定になっています。本事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、費用を助成する事業です。
------	--

⑲多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
------	--

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所（園）の機能をあわせもち、保護者の就労状況やその変化に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

近年の急速な少子化、保護者の就労状況や家庭状況の変化により、幼児教育・保育のニーズは多様化しています。本市においても、市全体を一つの区域とし幼児教育・保育の一体的なサービスの提供を図るための体制整備を推進します。

①公立認定こども園

本市では、教育・保育ニーズのバランスの変化により、公立幼稚園の利用者は減少傾向にあります。

また、市内全域の保育量や公立幼稚園及び公立保育所の老朽化が進んでいる状況を踏まえ、公立幼稚園及び公立保育所の配置を見直し、教育・保育機能を併せ持つ公立認定こども園の整備を促進します。

②私立認定こども園

市内2か所の私立保育園が認定こども園に移行し、多様なニーズに対応しています。引き続き、私立の保育園・認定こども園へフォローアップを続けていきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士等との合同研修に対する支援

認定こども園、幼稚園及び保育所（園）は、質の高い教育・保育や一体的な教育・保育を行うため、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修や人事交流等を推進し、互いの理解を深めるとともに人材育成に努めるものとします。

本市では、研修に必要な助言等の支援を行います。

(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

①公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、教育・保育施設間の連携事業の実施や連絡調整など、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たしているとともに保育量を調整する役割を果たしています。

また、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を担っています。

②私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

③すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無に関わらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業など既存の事業の充実を図ります。さらに、教育・保育施設や子育て支援事業の情報提供、相談・助言等を行う利用者支援事業を推進します。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携の推進方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とするこどもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってきます。

このため、合同保育・園庭開放などのほか、発達に遅れのある可能性があるこどもの早期発見やその家族に対する相談対応についても、教育・保育施設との連携による支援が必要となってきます。

教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、これら保育に必要な支援に努めます。

(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携の推進方策

①認定こども園、幼稚園及び保育所（園）から小学校への円滑な接続

幼児期の学校教育は、こどもたちの「生きる力」の基礎や学校教育の基盤を培う重要な時期です。

認定こども園、幼稚園及び保育所（園）は、小学校の行事や授業参観など児童や保護者の参加を推進するとともに、担当職員と小学校教諭との意見交換会や相互参観等の実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な移行に努めます。

②放課後児童の健全育成の支援

保育の必要な児童たちは、小学校就学後に留守家庭児童となることも多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。

多くの保育所（園）、幼稚園や認定こども園が、教育・保育施設と併せて放課後児童クラブを設置していることから、日ごろより小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めます。

第 5 章

こども・子育て支援施策の展開

第5章 こども・子育て支援施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

こどもを育てる基本は家庭にあります。家庭環境は、核家族化の進行や共働きの増加、就労形態の多様化など、急速な変化を遂げています。これにより、家庭内での育児に対する負担が増し、近隣との関係が希薄化することで、子育て家庭が孤立しやすい状況が生まれています。また、急速なデジタル化の進展にも関わらず、必要な支援や情報にアクセスする機会を得られない家庭も少なくありません。

本市においても、核家族世帯の割合は県平均より低いものの、近年増加傾向にあり、令和2年には18歳未満のこどもがいる家庭の59.6%が核家族世帯を占めています。

こうしたことから、地域の協力を得ながら子育ての負担軽減や家庭の孤立防止を目的とした各種事業を推進し、子育て相談や交流の場の創出、情報提供体制の強化に取り組んできましたが、さらなる支援の充実が求められています。

取組の方向

子育て家庭の孤立化を防ぎ、育児負担を軽減するため、地域全体でこどもを育てていくという意識を高めるとともに、ライフステージに応じた包括的支援を提供し、地域における様々な子育て支援サービスや情報提供、相談体制などの強化と拡充を進めます。

①居宅において児童の養育を支援する事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までに家庭訪問を実施する。育児支援チェックリスト、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）、赤ちゃんへの気持ち質問票を使い、家庭での養育を確認し不安の解消に努めている。訪問前でも産後ケア、子育て支援ヘルパー等が必要な方に早期に利用の勧奨をする。	子ども家庭課
2	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業の結果、養育支援が必要と思われる家庭において専門的相談支援を行う。育児支援のほか必要に応じて家事支援等の利用も勧める。	子ども家庭課

No.	事業名	事業概要	担当課
3	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動を支援し、互いに援助しあう会員組織を形成する。	子ども家庭課

②保育所（園）等において児童の養育を支援する事業

No.	事業名	事業概要	担当課
4	病児保育事業 (体調不良児対応型)	保育中に体調不良になった児童を保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行う。また、保育所（園）入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する。	子ども家庭課
5	一時預かり保育事業	保護者等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応する。	子ども家庭課
6	休日保育事業	保護者の休日（土曜日）の勤務等により、要保育児童を預かる。	子ども家庭課
7	幼稚園預かり保育事業	就労や通院等の理由により、家庭での保育が困難な在園児を対象に、教育時間終了後の午後1時30分から午後4時まで預かり保育を実施する。	教育総務課

③保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業

No.	事業名	事業概要	担当課
8	子育て支援拠点事業	子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や、子育てに関する情報発信や子育てサークル等への支援により、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	子ども家庭課
9	子育て相談（保育所（園））	保育所（園）において、子育て相談や情報を提供する。	子ども家庭課
10	子育て相談（幼稚園）	子育て相談、幼児の望ましい発達を促すための子育て支援を行うとともに、情報誌として園だより等を発行し、情報提供を行う。	教育総務課
11	子育て支援事業	いろいろな遊びを通して、親と子が仲間や先生と楽しく交流を深め、こどもの心の成長を支援する。	教育総務課
12	子育てカフェ	乳幼児及びその保護者同士が交流や情報交換し、子育ての不安感、負担感を軽減する。	子ども家庭課

No.	事業名	事業概要	担当課
13	訪問型家庭教育支援事業	課題を抱え、自ら保護者向けの学びの場や相談の場などに足を運ぶことが難しい保護者に、地域の人材を活用した家庭教育支援チームが支援を届け、保護者の支援を通じてこどもの育ちを支える。	生涯学習課

④子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への提言を行う事業

No.	事業名	事業概要	担当課
14	こども家庭センター機能の充実	こども家庭センターにおいて母子保健、児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭の養育、福祉の向上を図る。	子ども家庭課
15	子育てハンドブックの作成及び子育て支援アプリの充実	子育て支援情報を総合的にまとめた子育てハンドブックを定期的に作成し、子育て支援アプリの充実を図る。	子ども家庭課

(2) 保育サービスの充実

現状と課題

保育サービスは、共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズが拡大しており、就業形態の多様化などによる延長保育や低年齢児保育、病後児保育、休日保育などのほか、急な用事や育児負担軽減のための一時預かり保育などの特別保育サービスのニーズも高まっています。

令和6年10月末現在、本市には認可保育所（園）が6施設（公立2、私立4）、幼保連携型認定こども園が2か所（ほか分園1園）あり、合計定員1,035人に対して987人が入所しています。保育サービスも、延長保育、低年齢児保育、休日保育、一時保育などを実施しており、保育ニーズの多様化にも対応しています。

また、小学校児童に対しても、放課後児童クラブが7か所（12支援）あり、就労等により家庭で保育することが困難な児童の保育を受け入れています。

さらに、令和8年度から開始予定の「こども誰でも通園制度」では、親の就労に関わらず、時間単位でこどもを預けることが可能となります。

今後も、多様化する保育ニーズに対応した、より充実した保育サービスを提供していくことが求められています。

取組の方向

保護者の就労等により家庭で保育することが困難な就学前の児童を対象に、地域や家庭との連携を強化し、多様なニーズに対応した柔軟な保育サービスの提供に努めるとともに、保育の質の向上を図ります。また、情報提供やサービスの質、施設の改善などを継続的に実施します。

①保育サービスの充実

No.	事業名	事業概要	担当課
16	通常保育事業	保育を必要とする就学前児童を対象に、公立・民間保育所（園）において、保育標準時間（11時間）、保育短時間（8時間）における保育を行う。	子ども家庭課
17	延長保育事業	通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、引き続き保育を実施する。	子ども家庭課
18	乳児保育事業	産休明け、育休明け就労に対応するため0歳児からの保育を行う。	子ども家庭課
19	障害児保育事業	集団保育が可能な障害児を受け入れる。	子ども家庭課
20	保育所等の整備	教育・保育需要や劣化状況を勘案し、新たな児童福祉施設の設置検討を行う。	子ども家庭課

No.	事業名	事業概要	担当課
21	保育サービスに関する情報提供	各保育所（園）における園だより等の発行、市ホームページへの掲載及び「銚田市保育所（園）入所案内」の希望者への配布など、各施設の保育サービス内容に関する情報提供の充実を図る。	子ども家庭課
22	苦情処理体制の整備	保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、第三者窓口にて苦情受付を行う。	子ども家庭課
23	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	子ども家庭課
24	多子世帯保育料軽減事業	就学前のこどもを2人以上持つ世帯における3歳未満児の保育料の軽減を図る。	子ども家庭課
25	こども誰でも通園制度の実施	令和8年度より開始となる事業であり、保育所（園）に通っていない3歳未満のこどもを対象に、保育所（園）や認定こども園などの施設で一定時間までの預かりを行う。適切な遊びや生活の場を提供することにより、集団生活を通じたこどもの成長を促す。	子ども家庭課

(3) 子育て支援ネットワークづくり

現状と課題

子育てを社会全体で支援するためには、子育てサークルや関連団体、地域、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、学校、公民館、図書館などが連携し、地域の子育てに関する情報や活動等を保護者にわかりやすく提供することが重要です。こうした連携を通じて、協力して子育て支援を行うための環境整備が求められています。

しかし現状では、それぞれの団体や組織が単独で子育て支援活動を行っていることが多く、情報や資源が十分に共有されていないことが課題であり、一層の活動拡大と充実を図るためには、各関係機関や組織が連携し、子育て支援に関するサービスや情報の共有化を図り、効率的かつ効果的なサービスの提供が望まれます。また、保護者をはじめとする地域住民の理解と協力を深めるための啓発活動も、引き続き重要な課題です。

取組の方向

関係機関の連携により、地域の人々の参加と協力のもとに地域全体としての子育て支援ネットワークの形成に努めるとともに、子育てに関するサービスと情報の共有化を図り、効率的かつ効果的に活動できるよう支援します。

①子育て支援ネットワークの充実

No.	事業名	事業概要	担当課
26	子育て支援拠点事業【再掲】	【再掲 No.8】	子ども家庭課
27	子育てハンドブックの作成及び子育て支援アプリの充実【再掲】	【再掲 No.15】	子ども家庭課

(4) 児童の健全育成

現状と課題

時代の変化に伴い、こどもの遊びは屋外から屋内へと移行し、オンラインゲームやスマートフォンが主流となり、多様な実体験は減少し、創造性の乏しさや体力の低下が懸念されています。

こどもは、こども同士や大人とのふれあいを通じ、それぞれの発達段階に応じた体験を積むことで、愛情や信頼感が育まれ、他者を思いやる心が形成されます。

こうしたことから、地域社会の中でこどもたちが自由に遊び、安全に過ごせる場所を提供し、様々な体験を通じて成長できる環境を整えることが必要です。

現在、本市では、校庭の開放などを通じて、こどもの居場所づくりに取り組んでいます。また、「子どもふれあい事業」やスポーツクラブなどを通じ、こどもたちの健全な成長を促す様々な体験活動も推進しています。

取組の方向

こどもたちが地域の中で自由に遊び、安全に過ごすことのできる場の整備、自然体験や文化・芸術活動を含む多様な体験機会の提供を促進します。

また、こどもに関わる家庭、地域、学校の連携を強化し、保護者同士が交流を深め、地域のこどもの問題や子育てについて情報を交換し合い、こどもたちが活動しやすい環境づくりを進めます。

①健全育成環境の整備

No.	事業名	事業概要	担当課
28	青少年健全育成団体の支援	青少年の健全育成のための活動や青少年に活動の場の提供を行うなど、自主的な運営と事業を行う団体を支援する。また、各団体のリーダーの育成に努めるとともに、地域づくりの担い手となるよう支援する。	生涯学習課

No.	事業名	事業概要	担当課
29	こども読書活動の推進	<p>読書活動の推進を通して、国語力の向上と心の教育の充実を図る。</p> <p>県事業「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」の推進</p> <p>【小学生対象（4～6年生）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間50冊又は3年間で300冊の本を読んだ児童への表彰 <p>【中学生対象（1～3年生）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間30冊又は3年間で150冊の本を読んだ生徒への表彰 <p>【図書館 事業概要】</p> <p>銚田市図書館情報システムを活用し、児童生徒がタブレット等から貸出予約を行い、学校間との配送サービスを通じて定期的な貸出を行うことで、図書館や学校が連携してこどもの読書活動を推進する。また、家庭での読み聞かせや家読、家庭教育学級での読書活動を推奨し、発達段階に応じた自主的な読書活動を促進する。</p>	<p>教育総務課 指導課 生涯学習課 図書館</p>
30	主任児童委員、民生委員児童委員による児童の健全育成	児童の健全育成のために主任児童委員、民生委員児童委員の積極的活用を行う。	社会福祉課
31	要・準要保護児童生徒就学援助事業	学校教育法に基づき、経済的理由により小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う。	教育総務課
32	児童手当の支給	家庭等における生活の安定、児童の健やかな成長を目的に児童手当法に基づき、高校生年代まで支給する。	子ども家庭課
33	子どもふれあい事業	自然観察や社会見学などの体験活動を行い、知識と豊かな心を持ったこどもの育成を図る。また、こどもの居場所（活動場所）づくりを行う。	生涯学習課
34	放課後子供教室推進事業	放課後や週末等にこどもたちの安全・安心な居場所を提供するため、小学生を対象に、公民館等を活動拠点として自主事業の支援や多様な学習・体験プログラムを行う。	生涯学習課
35	放課後児童健全育成事業 【再掲】	【再掲 No.23】	子ども家庭課

②遊び環境の整備

No.	事業名	事業概要	担当課
36	学校施設の開放	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ及びレクリエーションの利用に供するため、小学校及び中学校の校庭、体育館を開放する。スポーツ開放は、銚田市内に在住、在勤又は在学する者が、当該団体に監督者としての成人を含む10人以上の団体を構成し、教育委員会に登録した場合に限り許可するものとする。 ・幼児、児童及び生徒の遊び場としての利用に供するため、小学校の校庭を開放する。遊び場開放は、開放学区内に在住する幼児及び児童に限り許可するものとする。この場合、幼児及び介護を要する児童については、保護者の付添いがあることを条件とする。 	生涯学習課
37	公園トイレの清掃管理	公園を訪れた方が利用するトイレの環境保全のため、清掃等の維持・管理に努める。	都市計画課

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) こどもや母親の健康の確保

現状と課題

こどもを安心して生み育てるためには、こどもはもちろん親の健康管理も重要です。また、幼い頃からの生活習慣が成長過程で大きな影響を与えることは周知の事実であり、食生活をはじめ、運動習慣や規則正しい生活など、親子ともに好ましい生活習慣を築くことが求められます。

こうした健康に関する保健分野では、出産前からの母子の健康管理や、出産・育児教室、相談指導事業、乳幼児健診をはじめとする様々な母子保健事業を実施しており、日々、きめ細かな相談・指導体制の工夫や母子保健事業の改善、拡充を進めています。近年、産後ケア事業の重要性は増しており、出産後の母親と赤ちゃんに対して、退院後の心身のケアや育児サポートを提供することが、母親の心身を安定させ、育児に対する不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整えるために必要とされています。

さらには、妊娠、出産に対する負担や不安を軽減するため、医療費の助成や出産、子育てに対する支援金の給付も行っています。

取組の方向

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて一貫した保健サービスを提供し、母子の健康が確保されるよう、健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

また、産前産後ケア事業の提供体制を確保し、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や、安心して相談できる環境づくり、職員を対象とした研修の機会を充実させ、資質の向上に努めるとともに、不妊治療に対する支援や、費用負担の軽減を含む経済的支援も推進します。

①こどもや母親の健康の確保

No.	事業名	事業概要	担当課
38	母子健康手帳交付	妊娠中から母と子の健康管理記録として活用するため、妊娠の届出があった者と面談し母子健康手帳を交付する。	子ども家庭課
39	妊産婦委託健康診査	妊婦を対象に妊婦健診受診票を交付し医療機関での健診費用負担を軽減し、健康管理に役立つ。多胎妊婦に関しては追加助成を行う。産婦に対しても産後2週間・1か月健診の受診券2枚を交付。県外医療機関での受診者へは償還払いも実施する。	子ども家庭課

No.	事業名	事業概要	担当課
40	プレパママ教室	妊婦とパートナーを対象に、妊娠・出産・育児に関する講義や実習等を行い、出産前の不安を軽減し育児に臨めるよう支援する。	子ども家庭課
41	赤ちゃん教室	産婦と赤ちゃんを対象に、タッチケアと産後体操、育児の情報交換等を行い、交流を図る。	子ども家庭課
42	乳幼児健診（集団）	概ね生後3～4か月の乳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児を対象に、健診を行い各期に応じた成長・発達の確認や必要に応じて育児相談、サービス等の情報提供を行う。また、保護者が安心して子育てでき、こどもが健やかに成長・発達ができるよう助言・指導を行う。	子ども家庭課
43	乳児健診（医療機関委託）	生後1か月、5～7か月、9～11か月の乳児を対象に受診票を交付することで、医療機関での健診費用負担を軽減し、健康管理に役立てる。	子ども家庭課
44	育児相談	2か月児から満1歳6か月の誕生日までのこどもを対象に、身体測定、発育・発達・育児・栄養相談及び歯科指導を実施する。	子ども家庭課
45	歯みがき事業	保育園・幼稚園・小学校・中学校などの幼児・児童生徒とその保護者に対し、歯科衛生士、保健師、栄養士による歯の健康に関する講話と歯垢染出し剤を用いての磨き方チェックとブラッシング指導を実施する。	子ども家庭課
46	はじめての歯科相談	概ね10～11か月児を対象に、身体計測、発達段階に合わせた関わり方や歯の手入れ法、生え方を確認し集団指導を行う。	子ども家庭課
47	予防接種の実施	予防接種法に基づき感染症のまん延予防と重症化防止を目的に各種予防接種を行う。	健康増進課
48	乳幼児事故予防啓発事業	全戸訪問、乳児健診、はじめての歯科相談時に事故防止のリーフレットを配布し、事故防止の啓発を行う。	子ども家庭課
49	健康相談事業	妊娠期から思春期の育児や、心身の悩みなどがある方に対し、面接・電話相談を行う。相談内容に応じて、随時必要な支援につなげる。	子ども家庭課
50	さくらんぼ教室	こどもの発達や育児に不安のある保護者を対象に、親子遊びや小集団での活動を通して経験を増やし成長や発達を促す。	子ども家庭課

第5章 こども・子育て支援施策の展開

No.	事業名	事業概要	担当課
51	発達に関する個別相談・指導	こどもの発達や育児に不安のある保護者を対象に個別相談を実施する。また、通園施設との連携、医療機関への紹介など適切な支援を行う。	子ども家庭課
52	各種スポーツ教室の開催	各種スポーツ教室・スポーツイベントを開催し、スポーツの持つ楽しさや人との交流を通じて、親子の健康意識向上及び健康増進を図る。	生涯学習課
53	妊産婦医療福祉費の支給	「銚田市医療福祉費支給に関する条例」に基づき、妊産婦を対象として、健康保険でかかった医療費の自己負担分に対して医療福祉費として支給する。	保険年金課
54	小児医療福祉費の支給	「銚田市医療福祉費支給に関する条例」に基づき、0歳児から18歳になった日の属する年度の3月末までを対象として、健康保険でかかった医療費の自己負担分に対して医療福祉費として支給する。	保険年金課
55	出産育児一時金の支給	「銚市国民健康保険条例」に基づき、被保険者が出産した時は、世帯主からの申請により出産育児一時金、48万8千円（産科医療保障制度対象の場合は、50万円）を支給する。直接支払制度を利用すれば、医療機関の分娩費用にあてることもできる。	保険年金課
56	小児の救急、災害時の対応の普及啓発	乳幼児を持つ保護者を対象に事故防止や救急時、災害時の対応について知識や技術を広報、SNS、講座等で普及啓発する。	子ども家庭課
57	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦を対象に精神的・経済的負担の軽減を図るため、保険適用の治療にかかる費用の助成及び保険適用外の治療にかかる費用の一部を助成する。	子ども家庭課
58	乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	【再掲 No.1】	子ども家庭課
59	養育支援訪問事業【再掲】	【再掲 No.2】	子ども家庭課
60	父子手帳の交付	はじめてお子さんを迎える男性に妊娠期から子育てに関わる上で必要な情報をお伝えする父子手帳を交付する。	子ども家庭課
61	不妊相談窓口の周知	不妊で悩んでいる方に対し、県不妊相談センター等の情報提供を行う。	子ども家庭課

No.	事業名	事業概要	担当課
62	流産・死産をされた方向けの相談窓口の周知	流産・死産等によりお子様をなくされた方への相談先の情報提供を行う。	子ども家庭課
63	新生児聴覚検査費用の助成	先天性聴覚障害を早期発見し早期療育につなげるため、新生児聴覚検査費用を助成する。	子ども家庭課
64	産後ケア事業	出産し退院後の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を実施することにより、心身を安定させ、育児に対する不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援する。	子ども家庭課
65	子育て支援ヘルパー派遣事業	出産前後に、母親の心身の健康の維持や乳児の健全な育成を図ることを目的に、家事の援助や育児の支援を行うホームヘルパーを派遣する。	子ども家庭課
66	不育症治療費助成事業	保険適用外の不育症治療を受けている夫婦を対象に、治療費の一部を助成する。	子ども家庭課
67	妊よう性温存療法助成事業	将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるよう、妊よう性温存療法に要する費用の一部を助成する。	子ども家庭課
68	未熟児養育医療費助成事業	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれ（出生児体重 2,000g以下）、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療費に要する医療費を公費で助成する。	保険年金課
69	妊婦のための支援給付交付金事業	妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から面談等による切れ目ない支援と、経済的な支援を一体的に実施する。	子ども家庭課

(2)「食育」の推進

現状と課題

こどもたちが健やかに成長するためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養と睡眠が大切です。近年では、朝食を摂らない家庭や野菜を食べないこどもの増加など食習慣の乱れがみられ、こどもたちの生活スタイルは、就寝時間の遅い夜型へと変わってきています。

乳幼児期の食生活習慣は、成人期の生活習慣病に大きく影響するため、食に関する正しい知識を身に付け、習得する必要があります。また、郷土料理の伝承や地域特産品の栽培・収穫体験などを通じて、感謝の気持ちや思いやりの心を育むことも大切です。さらに、手伝いを通じて親子の触れ合いを深め、家族で食卓を囲み楽しく食べる習慣が、こどもの心を育て、生涯にわたる健康の基礎となるため、地域や関係機関が連携して食育活動を推進することが重要です。

本市では、小学校や保育園、幼稚園に栄養士を派遣して食育に関する講演を実施するとともに、小・中学校で親子料理教室を開催し、健康的な食生活や食育について啓発活動を行っています。

取組の方向

親を含めた食に対する学習の機会を設けるとともに、食習慣の形成時期である乳幼児期から正しい食事の摂り方や食習慣の定着を図っていきます。

また、様々な食体験を通して「食事の自己管理能力」の育成に努めるとともに、食物アレルギーや食に関する健康課題にも配慮した食育活動を推進します。

①「食育」の推進

No.	事業名	事業概要	担当課
70	食育指導	乳幼児・児童生徒及びその保護者を対象に、食の大切さについての講話や調理実習を実施する。	子ども家庭課 保育所（園） ・幼稚園 各学校
71	食育啓発事業	幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校での食育指導を行うとともに、食文化伝承事業を推進する。	子ども家庭課 指導課 健康増進課
72	食育ネットワークの推進	幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校関係栄養士と行政栄養士の連携を図る。	子ども家庭課 指導課 健康増進課
73	親子料理教室	幼稚園・小学校の親子を対象に、調理実習を通して食への興味・関心を図り自身の健康管理に役立てる。	子ども家庭課 健康増進課

No.	事業名	事業概要	担当課
74	ヘルスサポーター養成事業	中学生、高校生を対象として、食と健康の学習や調理実習時に食生活改善推進員の協力を得て、食材や調理器具の使用方法等も含めた調理実習を行う。	子ども家庭課 健康増進課
75	プレパパママ教室【再掲】	【再掲 No.40】	子ども家庭課

(3) 思春期保健対策の充実

現状と課題

思春期は、身体の成長に心の発達が追いつかず、不安や衝動に突き動かされやすく、心身ともに不安定になりやすい時期です。

また、「自分とは何か、何のために生きるのか」などの哲学的な問いが生まれ、自立と依存の欲求が共存し、悩む時期でもあります。

さらに、性産業や危険薬物など思春期の児童生徒を狙った犯罪行為が身近な問題として起きており、いじめや不登校、引きこもりといった様々な問題も顕在化しています。

こうしたことから、薬物乱用や望まない妊娠、性感染症についての知識を身に付け、自ら危険を回避する力をつけるとともに、命の尊さ、家族の大切さ、自他を尊重し責任ある行動をとれるこどもたちの育成が求められています。

取組の方向

氾濫している情報と多様化した価値観に対応するため、思春期のこどもから保護者、学校関係者、保健医療従事者などの関係職種が連携して支援体制を図ります。また、性に関する科学的知識や心身の健康に関する教育を充実し、こどもたちが正しい情報を得られるよう、保健・医療・教育機関が協力して適切な支援を提供します。

①思春期保健対策の充実

No.	事業名	事業概要	担当課
76	支援ネットワークの確立	保健・医療・福祉・教育の連携により、障害等の早期発見や早期療育につなげる支援ネットワークを構築し、思春期のこどもへの支援も強化する。また、医療機関での受診や各種健診で療育が必要と判断された場合、医師、心理士、保健師が常に情報を共有し、適切な支援を行う。	子ども家庭課 健康増進課 社会福祉課 指導課
77	健康教育事業	小学生から高校生及び保護者を対象に、思春期の心と体、いのちの誕生に関する講話を行い、中学生には産婦人科医による講話も実施する。さらに、外部講師（産婦人科医や保健師など）を招いた授業や、養護教諭を中心とした保健室での指導・相談も行い、正しい知識の普及に努める。	子ども家庭課 各学校

No.	事業名	事業概要	担当課
78	相談体制の充実	思春期を含む子どもたちの身近な相談窓口の充実を図るとともに、庁内における各種窓口の相互の連携や、各種機関等との連携強化を図り、相談支援体制の充実に努める。	子ども家庭課 健康増進課 指導課 社会福祉課
79	プレコンセプションケアの普及啓発	いつか妊娠を考える子どもたちに向けて、自分の健康管理を行い、赤ちゃんを授かるチャンスを増やし、健康で豊かな将来に向けてセルフケアが行えるようパンフレットの配布や、SNS、広報等で普及啓発を行う。	子ども家庭課

(4) 小児医療の充実

現状と課題

こどもは、急な体調の変化や突然のけがなど、救急対応が必要な状況が多く発生します。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の充実が求められています。

しかし、近年、全国的に産科や小児科の医療現場において医師不足が顕著となっており、本市においても住民の関心が高まっています。

このようなことから、関係機関との連携による小児救急医療体制の充実を図るとともに、緊急時の対処法やけが・病気の防止に関する啓発及び情報提供に努めてきましたが、今後もさらなる体制の充実が必要です。

取組の方向

小児医療体制の充実・確保は、安心してこどもを生み、健やかに育てるための基盤であることから、引き続きその働きかけを実施するとともに、休日や夜間を含む緊急時の医療体制の強化や、医療的ケア児やその家族への支援を含めた小児医療における地域全体での連携体制の整備を進め、地域のこどもたちが健やかに成長できる環境づくりを推進します。

①小児医療の充実

No.	事業名	事業概要	担当課
80	休日・夜間小児救急医療機関の周知	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問、健診、健康教育等の機会に救急医療機関の情報について周知する。 母子健康手帳配布時に救急医療機関の情報が記載された子育てハンドブック等を添付する。 	健康増進課 子ども家庭課
81	乳幼児事故予防啓発事業【再掲】	【再掲 No.48】	子ども家庭課

基本目標3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備促進

(1) 次代の親の育成

現状と課題

少子高齢化・核家族化の進行に伴い、身近に乳幼児を見かけることが少なくなり、乳幼児に接する機会がないまま親になる世代が増えています。

しかし、こどもの頃から乳幼児や年下のこどもとふれあう機会を持つことで、子育ての楽しさや、こどもを生み育てることの意義、男女が協力して家庭を築くことの大切さを学ぶことができます。

本市においても学校での職場体験や健康教育などを通じて、ふれあう機会の創出に努めており、今後もこうした取組を続けていくことが必要です。

取組の方向

関係機関が連携し、若年世代が乳幼児とふれあう機会の創出に積極的に取り組むとともに、若者が地域に定住しやすい環境を整えるため、職場体験や農業体験の活用を促進し、地域での魅力ある雇用の創出を推進します。また、若者の定住化策として、地域資源を活かした多様な体験機会を提供し、若者が地域に根付くための支援を進めます。

①次代の親の育成

No.	事業名	事業概要	担当課
82	職場体験事業	職場体験等を通して、児童生徒の職業に関する基礎的な知識や技術・技能の習得への関心を高め、望ましい就労観、職業観の育成を図る。	指導課
83	農業体験事業	農作物の栽培、収穫、加工、及び販売体験等の農業体験活動を通して、将来の本市の農業を担う人材の確保につなげる。	指導課
84	中高連携事業	地元中学生・高校生が「銚田市」をテーマにした探求学習を通して銚田の魅力や課題を発見し、地域資源の活用方法や課題解決方法を考えることで、「ふるさと意識」の醸成を図る。	まちづくり推進課
85	健康教育事業【再掲】	【再掲 No.77】	子ども家庭課 各学校
86	プレコンセプションケアの普及啓発【再掲】	【再掲 No.79】	子ども家庭課

(2) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

現状と課題

本市には現在、市立小学校7校、市立中学校4校、県立中学校1校、県立高等学校2校があります。

教育内容としては、これまでも基礎学力の向上や体力づくり、健康づくり、豊かな個性の育成、心の教育などに重点を置き、各種体験学習を推進してきましたが、今後も、児童生徒の個性や能力を伸ばすとともに、自ら学ぶ意欲や判断し行動する力を育む「生きる力」の推進と、他人を思いやり、生命の大切さに気づく「豊かな心」の育成に加え、スクールカウンセラーなどを活用し、児童生徒の心のケアにも引き続き配慮することが重要です。

また、地域との連携においては、学校・家庭・地域が教育目標やビジョンを共有し、より強固な連携体制を構築するために、「学校運営協議会制度」を導入します。

さらに、老朽化した学校施設の改修や、時代や社会の変化に対応した施設設備の整備を行っています。

取組の方向

次世代の担い手であるこどもたちの実態を把握し、生きる力の育成に向け、確かな学力を身に付け、豊かな心と健康な体を育ていけるよう、学校教育環境等の整備を行います。

また、インクルーシブ教育システムの推進や地域・学校の連携を強化し、すべてのこどもが自らの可能性を最大限に発揮できる環境づくりを進めるとともに、人権教育を通じて一人ひとりの個性を尊重した教育を推進し、地域及び家庭、学校との連携・協力を図りながら、地域に根ざした特色ある学校づくりを目指します。

①確かな学力の向上

No.	事業名	事業概要	担当課
87	学力向上支援非常勤講師の配置	学力向上支援非常勤講師を配置し、複数で授業を行い、きめ細やかな個に応じた学習支援を行う。	指導課
88	外国語指導助手(A L T)の派遣	小中学校へA L Tを派遣し、日本人教師とともに英語の授業を行い、主体的に英語学習に取り組む態度を育み、コミュニケーション能力の素地の育成に努める。	指導課

②豊かな心の育成

No.	事業名	事業概要	担当課
89	人権教育啓発活動	人権教室や講演会等を実施することにより、人権に対する理解が深められるように努める。	生涯学習課
90	人権教育の推進	道徳科や社会科、特別活動などで規範意識の醸成、他者を思いやる心の教育など、人権教育を推進する。	指導課
91	教育相談事業 (スクールカウンセラーの配置)	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒が抱えている心の問題をいち早くキャッチし、問題行動等の未然防止や早期発見、早期対応を図る。	指導課
92	教育相談事業 (適応指導教室)	学校や家庭とは異なる場において、不登校児童生徒との心のふれあいを通して、心身の安定を図り、社会への自立と適応力を養い、学校への復帰を支援する。また、児童生徒及び保護者等からの教育相談、教職員からの生徒指導に関する相談に応じる。	指導課
93	銚田市花いっぱい運動	地域・職場及び学校における花いっぱい運動を実施し、地域住民並びに、児童生徒の環境美化に対する意識を高め、美しい郷土づくりに資する。	生涯学習課
94	環境学習施設管理運営事業	施設の維持管理及び児童生徒向けに環境学習会等を開催し、環境学習の普及啓発や、循環型社会形成への意識醸成を図る。	生涯学習課

③健やかな体の育成

No.	事業名	事業概要	担当課
95	学校保健事業	小中学校で保健年間計画を立案し、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携しながら、健康診断や保健教育等を実施し、学校歯科衛生の向上や感染症等の予防に努めている。	教育総務課

④信頼される学校づくり

No.	事業名	事業概要	担当課
96	特色ある学校づくり	学校が楽しく希望に満ちた場となるように、各学校で積極的に特色ある学校づくりを進め、教師と児童生徒及び児童生徒同士のより良い人間関係を醸成する。	指導課
97	教員の資質向上	学校訪問による指導助言、各種研修を実施し、教員の資質向上を図る。	教育総務課 指導課
98	情報教育環境整備事業	I C T環境を充実させるため、機材や教材を導入する。	教育総務課
99	学校施設整備事業	施設修繕計画を策定していく中で修繕・改修の優先順位を設定し、学校等施設を常に健全な状態で維持していくため適切な修繕・改修を行うとともに教育環境の整備・充実を図る。	教育総務課
100	特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者でかつ一定の所得以下の保護者に対し、学校給食費や学用品費等の援助を行っている。	教育総務課
101	学校運営協議会制度	学校・家庭・地域が、学校の目指す教育目標やビジョンを共有し、地域と学校がより強固に連携・協働できる体制の構築を図るため、地域住民が一定の権限や責任を持って学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を活用する。	生涯学習課

⑤幼児教育の充実

No.	事業名	事業概要	担当課
102	ことばの教室	言語能力の発達に遅れが見られる幼児等について、早期把握・早期指導を行うとともに、保護者の相談も受け付けることで、問題の早期改善につなげる。	指導課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、人が生活していく上での基礎的な資質や能力を育成する場です。そして、社会で生活していく上で大切なことを、きちんと身に付けさせる役割があります。

しかし、最近では自分本位で社会的常識に欠ける親が問題となるケースが増えており、親に対する教育も必要となっています。

一方、地域がもつ育児力や地域環境が子どもや子育て家庭に与える影響も大きいことから、地域の活性化や一体感の構築を通じて、ともに子育てに関わり合う意識づくりも必要と考えられます。

こうしたことから、本市では家庭教育学級の開催や青少年相談員の設置などによって子育て家庭の成長を促すとともに、読み聞かせ活動や青少年健全育成団体の支援などを通じて、地域全体で子育てに関わる環境づくりを進めています。

取組の方向

こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の充実を図ります。

また、地域の人材を活用した支援体制を強化し、ボランティアによる絵本の読み聞かせや地域が参加する学校づくりを通じて、地域の子育て参加を推進します。

①家庭教育への支援の充実

No.	事業名	事業概要	担当課
103	家庭教育支援事業	子育てやしつけなどの家庭教育のあり方を見つめ直してもらうため、より多くの親に働きかけ、家庭教育について考える機会を提供することにより、家庭における教育力の再生を図る。	生涯学習課
104	銚田市家庭教育学級全体研修会	家庭教育学級の学級生が、実践活動の発表を通し、家庭の教育力の向上を図る。	生涯学習課
105	青少年相談員の設置	市の青少年対策の総合的な推進を図るため、青少年相談員を設置し、青少年問題に対応する。	生涯学習課

②地域の教育力の向上

No.	事業名	事業概要	担当課
106	読み聞かせ活動の支援	ボランティア団体の協力を得ながら、毎月第1土曜日、幼児・児童と保護者を対象とした「お楽しみ会」を開催し、絵本の読み聞かせと紙芝居、簡単な工作などを実施するとともに、幼稚園、保育施設等と連携し、図書館見学受入れの際に、ボランティアによるおはなし会等を実施し、幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、読み聞かせ活動を支援する。	図書館
107	青少年健全育成団体の支援 【再掲】	【再掲 No.28】	生涯学習課

(4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

近年、スマートフォンやSNSの普及により、こどもたちは身近な場所で容易に膨大な情報にアクセスできるようになった一方で、インターネットを通じた犯罪や、SNSを悪用したトラブルが増加しており、こどもが被害者だけでなく、加害者となるケースも懸念されています。

こうした環境からこどもを守るため、情報教育の実施やこどもへの注意喚起、教育を行うほか、環境浄化活動を推進し、家庭、学校、地域社会、行政が連携して、こどもが健全に育つ環境の整備に努めています。

情報技術の進歩に伴い、有害な情報や犯罪の手口はより巧妙化、複雑化しているため、有害環境からこどもを守る技術や教育も日々改善していく必要があります。

取組の方向

思春期健康教育の中で、情報教育の実施・拡充と教育内容の更新に努めるとともに、インターネット利用に関する正しい理解を広め、SNSなどによる性被害や犯罪リスクに対応するための普及啓発活動を推進します。

また、各種団体、組織及び警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、こどもを取り巻く有害環境対策を推進する体制づくりを進めます。

①こどもを取り巻く有害環境対策の推進

No.	事業名	事業概要	担当課
108	環境健全化啓発事業	青少年を取り巻く環境健全化に対する市民の意識啓発を図るため、環境健全化活動及び「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」等の普及啓発活動を実施し、青少年の健全育成を推進する。	生涯学習課
109	薬物乱用防止活動	青少年に対し、喫煙を含めた薬物乱用防止の啓発を推進し、心身への害の恐ろしさを理解させるとともに、関係機関との連携により薬物乱用の未然防止を図る。	生涯学習課
110	青少年相談員の設置【再掲】	【再掲 No.105】	生涯学習課

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備促進

(1) 良質な住宅及び良好な居住環境の確保

現状と課題

若い世代が本市に定住し、子育てを担っていくために、公園整備などゆとりのあるまちづくりが求められています。

このため、都市公園等の整備や維持管理に努めるとともに、緑化推進など、周辺環境の整備を進めていくことが必要となっています。

取組の方向

公園や緑地環境等については、妊婦、こども連れにとって利用しやすい地域のニーズに沿った整備のあり方を検討します。

①良質な住宅及び良好な居住環境の確保

No.	事業名	事業概要	担当課
111	都市公園等の整備・管理	鹿島灘海浜公園の拠点化整備を図るとともに、既存の都市公園等の維持管理を行う。	都市計画課

(2) 安心して外出できる環境の整備

現状と課題

妊産婦や子ども連れの外出において、交通機関のアクセスの悪さや、階段・段差の存在は外出を思いとどまらせるだけでなく、出産や子育てに対する負担感を増大させる要因となりかねません。近年、より利便性が高く、安全な移動環境や公共空間の整備が求められています。

平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称「バリアフリー新法」)を踏まえ、さらなるバリアフリー化を推進していく必要があります。本市では、公共施設や道路において、バリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備を進め、子どもを含む利用者に配慮した設備等の導入に取り組んできました。

一方で、自動車は一人に一台の時代となり、トラックなどの商用車も増加している中、交通量の増加とともに事故のリスクも高まっているため、歩道や安全な通学路の整備などによる交通安全対策が必要となっています。

取組の方向

子どもや子ども連れの親等が、安全でかつ安心して通行することができる道路交通環境の整備に取り組めます。

①安全な道路交通環境の整備

No.	事業名	事業概要	担当課
112	地域の道路の整備	幹線道路や生活道路については、安全で快適な生活環境の向上を図るため計画的な道路整備を推進するとともに、舗装された道路については、計画的な維持管理に努める。	道路建設課

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

現状と課題

防犯対策については、これまで通学路や歩道に防犯灯を設置し、公園には公園灯を整備するなどの取組を進めてきました。

しかし、不審者情報やこどもが被害者となる事件・事故の報道が流れる中で、こどもをもつ保護者の不安も高まっていることから、防犯活動を強化するとともに、防犯灯や防犯カメラなど、設備面でのさらなる充実が必要です。

取組の方向

こどもの安全を確保するため、通学路における防犯灯の増設や安全点検などに努め、地域や関係機関との協力を強化し、犯罪被害や事故のリスクを軽減するための防犯体制を整備し、防犯に配慮したまちづくりを推進します。

①安全・安心なまちづくりの推進

No.	事業名	事業概要	担当課
113	都市公園等の公園灯の整備・管理	都市公園等の防犯対策として、公園灯の適正な維持・管理に努める。	都市計画課
114	防犯灯・防犯カメラの維持管理	通学路を中心に防犯灯を設置し、また、市内の主要道路の交差点を中心に設置している防犯カメラを有効に活用するため維持管理に努める。	危機管理課

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立支援の充実

(1) 仕事と生活の調和の推進

現状と課題

女性の社会進出が進み、共働きの家庭が増える中で、結婚や出産によって退職を余儀なくされたり、再就職が困難となる状況を考慮すると、結婚や出産を控える傾向が予測されます。

そこで、結婚や出産をしても働き続けられる環境を整備し、職業生活と家庭生活を両立できるようにするためには、従来の仕事優先であった働き方を見直し（ワーク・ライフ・バランスの実現）、女性に集中していた育児や家事の負担を家族で分担・協力することや、職場での理解と協力を得ることが求められます。

こうしたなか、本市では、男女平等意識の高揚を図るための講演会等の開催や家族経営協定の普及に努めてきましたが、第4次銚田市男女共同参画計画策定時に実施したアンケート調査（令和4年度実施）結果では、「社会全体における男女の地位は平等になっている」と思っている人の割合は13.6%であり、意識改革は一朝一夕には進まないという現実が浮き彫りになっており、継続的な啓発が必要となっています。

取組の方向

男性の育児や家事参加に向けた意識啓発を図るとともに、働きやすい職場環境の整備や長時間労働の是正に取り組み、男性も育児休業を取得しやすい環境づくりを推進します。男女を問わずすべての人が家庭生活と職業生活とのバランスを意識した多様な働き方が選択できるよう、関係機関と連携しながら、広報活動や情報提供を行います。

①仕事と生活の調和の推進

No.	事業名	事業概要	担当課
115	男女共同参画意識啓発の推進	市広報誌やホームページ、若者世代を対象としたSNSでの発信、啓発チラシ・パンフレットの作成等を通じて情報提供を行う。特に、あらゆる世代に広まりつつある、より身近で気軽に見ることができるSNSでの情報発信を強化し、男女共同参画意識啓発を図る。	まちづくり推進課

No.	事業名	事業概要	担当課
116	パパ・ママ感謝の日運動の推進	パパ・ママ感謝の日運動についての認知度の向上や本来の趣旨についての理解促進、参加率の向上を図るため、市広報誌やホームページ、SNS、新聞折込チラシ等である世代へ向けて積極的にPRし、取組を推進する。	まちづくり推進課
117	各年代に対応した講演会・講座等の開催	各年代に応じた講演会や講座等の学習機会を提供することで、市民全体の意識啓発を図るとともに、様々な場面で世代間の交流や意見交換の機会を創出し、男女共同参画意識啓発を図る。	まちづくり推進課
118	雇用・労働関係機関との連携	子育てなどで一度離職した働く意欲のある人々が、その能力を発揮して働き、安定した生活を送ることができる社会の実現を目指すため、ハローワークなどの雇用・労働に関する機関と連携を図る。	商工観光課

※パパ・ママ感謝の日とは

5月の第2日曜日が「母の日」であることから、奇数月（1月、3月、5月、7月、9月、11月）の第2日曜日を「ママ感謝の日」とし、同様に6月の第3日曜日が「父の日」であることから、偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）の第3日曜日を「パパ感謝の日」として定め、家庭生活において男女がお互いに感謝する日として「パパ・ママ感謝の日」を設けることで、年間を通して家庭における男女共同参画を推進します。

(2) 就労支援・就労環境の改善

現状と課題

育児や家事、行事参加のための休暇取得、定時帰宅、早退などを、子育て家庭の労働者が気後れすることなく実行できる就労環境や雰囲気づくりが求められており、そのための制度づくりや職場の理解と協力を得るための啓発活動が必要です。

一方で、結婚や出産後の再就職を容易にするための支援制度や資格取得の講座開催などは、国やその外郭団体が実施しているところですが、こうした制度や事業の情報、パートの求人情報などを効果的に収集・提供することで、職場復帰や就労支援をより一層強化していくことが求められています。

取組の方向

子育てしやすい就労環境づくりに向け、(財)21世紀職業財団やハローワークなどの関係機関と連携し、企業や事業主に対して職場復帰や再雇用、労働条件の改善の働きかけを行うとともに、柔軟な働き方の推進や短時間勤務制度など、子育て期に対応した支援を強化し、育児と仕事の両立を支援します。

また、仕事と子育てが両立できるよう、多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を図ります。

①就労支援・就労環境の改善

No.	事業名	事業概要	担当課
119	子育てハンドブックの作成及び子育て支援アプリの充実【再掲】	【再掲 No.15】	子ども家庭課
120	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	【再掲 No.3】	子ども家庭課
121	放課後児童健全育成事業【再掲】	【再掲 No.23】	子ども家庭課
122	病児保育事業(体調不良児対応型)【再掲】	【再掲 No.4】	子ども家庭課
123	一時預かり保育事業【再掲】	【再掲 No.5】	子ども家庭課
124	休日保育事業【再掲】	【再掲 No.6】	子ども家庭課
125	幼稚園預かり保育事業【再掲】	【再掲 No.7】	教育総務課
126	通常保育事業【再掲】	【再掲 No.16】	子ども家庭課
127	延長保育事業【再掲】	【再掲 No.17】	子ども家庭課
128	乳児保育事業【再掲】	【再掲 No.18】	子ども家庭課
129	障害児保育事業【再掲】	【再掲 No.19】	子ども家庭課
130	保育所等の整備【再掲】	【再掲 No.20】	子ども家庭課

基本目標6 こどもの安全確保の促進

(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

現状と課題

交通安全対策については、市民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、年齢層に応じた交通安全教育を推進していく必要があります。特に、こどもに対しては、交通安全意識の普及を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、家庭においても交通安全に関するアドバイスを行うなどして、警察、学校、町内会などの関係団体と連携し、地域全体で交通事故防止に向けた取組を推進することが必要です。

本市では、交通安全教室の開催を通じて、こどもへの交通安全教育を推進するとともに、交通対策協議会を開催し、交通事故防止のための対策を協議しているほか、通学路の安全確保に関する取組を強化するため、関係機関が連携し改善に努めています。

また、道路交通法の改正については、自転車乗車時のヘルメット着用努力義務の対象拡大や、自転車運転中の「ながらスマホ」運転・酒気帯び運転に対する罰則強化、チャイルドシートの使用義務など、こどもにも関わる改正内容が含まれていることから、大人とこどもの双方に対して改正内容の周知と実践の徹底が必要となっています。

取組の方向

交通安全教育を徹底し、こどもの交通安全意識の拡大を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、警察や学校、関係団体等との連携・協力体制のもと、総合的な交通事故防止対策を推進します。

①こどもの交通安全を確保するための活動の推進

No.	事業名	事業概要	担当課
131	通学路交通安全プログラムの策定	市内の学区を4つに分けて、年1回の合同点検を行っていたが、学区を分けず、すべての学区について年1回の合同点検を行い、点検箇所について関係各所と連携する。	教育総務課
132	関係団体との連携強化	交通対策協議会の開催及び交通事故防止のための各種団体の連携を強化する。	危機管理課

(2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状と課題

近年、こどもが被害者となる事件や事故が多発しており、特にSNSを通じた犯罪や、外出時の安全確保などが課題となっています。

こうしたことから、本市では「自らのまちは自らの手で守る」という自己防犯の意識のもと、町内会ごとに自警団など自主防犯組織の結成を促すとともに、警察署や防犯協会などとの連携を強化し、見守り活動の推進に取り組んでいます。

また、防犯に関する情報がより迅速に伝達できるよう、茨城県警が提供する犯罪情報や地域安全情報などをメール配信する「ひばりくん防犯メール」への登録、活用を推奨し、市民の防犯意識を高める取組も進めています。

今後は、こうした地域防犯活動において、インターネットやSNSを通じた犯罪からこどもを守るための教育や、地域で発生する事件・事故、不審者情報などの情報伝達がさらに重要となるため、学校や幼稚園、保育所（園）、警察、町内会、各種防犯組織、家庭などが連携したデジタルツールも活用した情報ネットワークを構築し、必要な情報が迅速かつ広範に伝わる体制を整備する必要があります。

取組の方向

地域における警察、学校、PTA、地域住民、町内会、企業など関係機関や関係団体が連携し、犯罪等に対し、地域において適切で迅速な対応ができる体制づくりを促進します。

また、地域防犯組織活動の支援や防犯についての広報啓発を行い、市民が安全に安心して暮らせる地域づくりを推進します。

①こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

No.	事業名	事業概要	担当課
133	防犯体制づくりの推進	警察署とともに防犯協会を組織し、各種防犯団体と連携して住民の地域安全思想の普及、青少年の健全育成を図るほか、自警団活動の支援等を行う。	危機管理課
134	防犯情報の利用促進	身近な犯罪から身を守るために必要な犯罪の発生情報や防犯対策情報を配信する「いばらきポリス」や「ひばりくん防犯メール」への登録加入の啓発を行い、防犯情報の活用と防犯意識の啓発を促す。	危機管理課
135	青少年相談員の設置【再掲】	【再掲 No.105】	生涯学習課
136	環境健全化啓発事業【再掲】	【再掲 No.108】	生涯学習課
137	薬物乱用防止活動【再掲】	【再掲 No.109】	生涯学習課

基本目標7 支援が必要な児童へのきめ細やかな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の強化

現状と課題

令和4年度の全国の児童虐待相談対応件数は214,843件で、統計を取り始めて以来、毎年増加しています。児童虐待の未然防止に向け、相談や訪問等を通じて、保護者の育児に対する不安の解消に努めるとともに、児童相談所や警察などの関係機関と連携し、虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応を強化しています。

また、乳幼児等を対象とした保健福祉サービスを受けていない家庭に対して、関係部署などと連携し、家庭の実態把握に努めており、「要保護児童対策地域協議会」において関係機関で情報共有を図り、対応を強化しています。

さらに、令和6年4月に開設した「こども家庭センター」は、児童虐待防止や家庭支援のための拠点として、家庭内での問題が深刻化する前に適切な支援を行うとともに、専門スタッフによる育児相談、家庭訪問、必要に応じた関係機関への連絡調整を行い、支援の継続性と迅速性に努めています。

取組の方向

児童虐待の抜本的強化を図ることを目的に、虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止など、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う、「要保護児童対策地域協議会」の取組を強化します。

また、令和6年4月に設置した「こども家庭センター」を中心に、母子保健と児童福祉の一体的な支援を提供し、妊産婦や子育て世帯に対する継続的な支援を実施することで、児童虐待の予防や早期対応を図ります。

①児童虐待防止対策の強化

No.	事業名	事業概要	担当課
138	要保護児童対策地域協議会による地域ネットワークの強化	要保護児童対策地域協議会の円滑な運営により、児童虐待の未然防止と早期対応のための地域ネットワークを強化する。	子ども家庭課
139	児童虐待防止の啓発	市内小中学生向けに虐待防止に関するチラシを配布するほか、あらゆる機会を利用し、児童虐待防止に関する啓発活動を推進していく。	子ども家庭課
140	乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	【再掲 No.1】	子ども家庭課
141	養育支援訪問事業【再掲】	【再掲 No.2】	子ども家庭課

No.	事業名	事業概要	担当課
142	こども家庭センター機能の充実【再掲】	【再掲 No.14】	子ども家庭課
143	主任児童委員、民生委員児童委員による児童の健全育成【再掲】	【再掲 No.30】	社会福祉課
144	乳幼児健診（集団）【再掲】	【再掲 No.42】	子ども家庭課
145	児童虐待防止のための啓発活動の推進	児童虐待の未然防止、早期発見のため、相談窓口の周知をはじめとした啓発活動を行う。	子ども家庭課
146	児童虐待に関する相談・指導の推進	児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待に関する相談・指導の充実を図る。	子ども家庭課
147	児童虐待に関する研修の充実	児童虐待の対応を適切に行うため、市内保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小中学校の職員向けに研修を行う。	子ども家庭課
148	児童虐待対応職員の専門性の強化	児童虐待対応にあたる職員の知識や対応力の向上を図る。	子ども家庭課
149	子育て短期支援事業	保護者の疾病、育児疲れ等により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、レスパイトケアをする場合等に、児童養護施設やファミリーホーム等で一定期間、養護や保育を実施する。	子ども家庭課
150	親子関係形成支援事業	児童との関り方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、ペアレントトレーニングを実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。	子ども家庭課
151	母子保健と児童福祉機能における連携強化による一体的支援	合同ケース会議を実施し、特定妊婦や要保護及び要支援児童に対し、母子保健、児童福祉で双方の機能を活かし一体的な支援を行う。	子ども家庭課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

令和2年の国勢調査によると、本市の母子世帯は130世帯（一般世帯の0.73%）であり、父子世帯は29世帯（一般世帯の0.16%）となっています。令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、全国の母子家庭の86.3%が就労しており、母自身の平均年収は272万円（うち就労収入は236万円）、父自身の平均年収は518万円（うち就労収入は496万円）となっています。

特に母子家庭では、物価上昇や生活費の負担増といった近年の社会的変化が経済的な困難を増大させており、さらなる支援が求められています。

本市では、母子家庭や父子家庭のこどもの健全な育成を支えるため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた、経済的支援を行っていますが、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、相談体制の確立を含めた総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

取組の方向

児童扶養手当や医療福祉費の支給など経済的支援を柱としながら、相談事業を含めた総合的なサポートを強化し、母子・父子自立支援員を中心に各専門機関と連携しながら、就業支援や生活支援をワンストップで提供する体制を整え、ひとり親家庭の安定した生活と自立を支援します。

①ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	事業名	事業概要	担当課
152	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の健やかな成長を目的に、児童扶養手当法に基づき手当を支給する。	子ども家庭課
153	災害遺児福祉手当の支給	「銚田市災害遺児福祉手当支給条例」に基づき、遺児を養育している方を対象として手当を支給する。	社会福祉課
154	母子家庭医療福祉費の支給	「銚田市医療福祉費支給に関する条例」に基づき、ひとり親家庭の母子家庭を対象として、健康保険でかかった医療費の自己負担分に対して医療福祉費として支給する。	保険年金課
155	父子家庭医療福祉費の支給	「銚田市医療福祉費支給に関する条例」に基づき、ひとり親家庭の父子家庭を対象として、健康保険でかかった医療費の自己負担分に対して医療福祉費として支給する。	保険年金課

No.	事業名	事業概要	担当課
156	母子・父子自立支援員の設置	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子・父子自立支援員を設置する。	子ども家庭課
157	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付相談	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、福祉資金の貸付相談を実施し、関係機関と連絡調整を行う。	子ども家庭課 (県民センター)
158	保育所（園）入所の優先	母子及び父子世帯に対する優先入所及び保育料の軽減を行う。	子ども家庭課
159	ひとり親養育費確保支援事業	ひとり親家庭の母又は父の養育費確保に係る費用を給付し、経済的自立を支援する。	子ども家庭課

(3) 障害児施策の充実

現状と課題

障害や発達状況により特別な支援が必要なこどもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制が必要となります。近年では、インクルーシブ教育の推進や、障害児支援におけるICT技術の活用が進んでおり、これらを取り入れた包括的な支援体制の整備が求められています。

本市では、障害の早期発見・早期療育の観点から、乳幼児の健診受診率の向上とともに、療育体制の充実や関係機関の連携強化に努めています。

今後も、障害児や発達に特別な支援が必要なこどもが、成長後も社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、個別の支援プログラムやICT技術などを活用し、一人ひとりの障害の状況と成長段階に応じた適切な療育、教育、支援を充実し、社会全体で障害児に対する健やかな育成に取り組む必要があります。

取組の方向

障害や発達状況により特別な支援を必要とするこどもの早期発見に取り組み、障害のあるこども一人ひとりのニーズにあった相談支援体制と療育の充実を図ります。

①障害児施策の充実

No.	事業名	事業概要	担当課
160	保育所(園)・幼稚園等巡回相談	発育発達に遅れ、偏りのある子が通園する園児を対象に、心理相談員等による幼稚園、保育所(園)における巡回相談を実施し、集団生活の中の児童の様子を確認し、今後の対応へつなげる。また、保育士等へ助言を行う。	子ども家庭課
161	生活指導員配置事業	市内の4つの公立幼稚園に在園し、教育上特に支援が必要な園児に対し、指導員を配置し、基本的な生活習慣を身に付けるための支援等を行っている。	教育総務課
162	特別支援教育の充実	特別な配慮を必要とするこどもに対し、教育支援体制(特別支援学級の設置、特別支援教育支援員の配置、通級による指導の充実、就学相談等)を整備することで、将来の社会参加や自立に必要な能力の育成を図る。	指導課 教育総務課 子ども家庭課
163	地域交流事業	保護者や本人の希望により、特別支援学校に在籍する児童生徒と当該児童生徒の居住地校との交流事業を行う。	教育総務課

No.	事業名	事業概要	担当課
164	障害福祉サービス事業	障害者（児）が有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、必要な福祉サービスを提供する。	社会福祉課
165	特別障害者手当等支給事業	20歳未満で精神・身体・知的に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給する。	社会福祉課
166	心身障害者（児）福祉事業	在宅心身障害児（20歳未満）の介護者の精神的、身体的な労苦に報い、福祉の増進を図ることを目的として保護者に支給する。	社会福祉課
167	重度心身障害児（者）医療福祉費の支給	「銚田市医療福祉費支給に関する条例」に基づき、重度心身障害児（者）を対象として、健康保険でかかった医療費の自己負担分に対して医療福祉費として支給する。	保険年金課
168	乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	【再掲 No.1】	子ども家庭課
169	養育支援訪問事業【再掲】	【再掲 No.2】	子ども家庭課
170	育児相談【再掲】	【再掲 No.44】	子ども家庭課
171	さくらんぼ教室【再掲】	【再掲 No.50】	子ども家庭課
172	発達に関する個別相談・指導【再掲】	【再掲 No.51】	子ども家庭課
173	障害児保育事業【再掲】	【再掲 No.19】	子ども家庭課
174	乳幼児健診（集団）【再掲】	【再掲 No.42】	子ども家庭課
175	乳児健診（医療機関委託）【再掲】	【再掲 No.43】	子ども家庭課
176	ことばの教室【再掲】	【再掲 No.102】	指導課

(4) 発達障害児支援体制の整備

現状と課題

発達障害者支援法の制定により、特別に支援が必要なこどもに対し、ライフステージを通じた支援のスタートとして、母子保健事業における早期発見・支援の開始や教育・保育施設、療育機関との連携、保護者への支援等が課題となっています。近年、地域や学校における発達障害に対する理解が進む中、個々のこどもに合った支援が求められています。

発達障害の疑いのあるこどもの母親は、育児の過程で何らかの違和感や育てにくさを感じるが多いため、母親の言葉を傾聴し、こどもの特性を理解し受け入れるための支援が必要であるとともに、保護者が孤立しないよう継続的なフォローや支援が求められています。

また、軽度発達障害の発見は、対人コミュニケーションの中で見つかることが多いため、平成28年度から5歳児健診を導入し、早期発見に努めています。今後も、保護者が気軽に相談できる環境を整え、地域と学校が連携し、必要に応じて専門的な支援が早期に提供されるよう支援体制を充実させることが重要です。

取組の方向

発達障害の疑いのあるこどもに対する適切な相談支援を行うことにより、早期療育につなぐとともに、関係職員の資質の向上、保育所（園）等の支援体制の強化を図ります。

①発達障害児支援体制の整備

No.	事業名	事業概要	担当課
177	療育教室（個別・集団）の開催	小学校就学までの児で、発育・発達に不安のある又は子育てに不安や悩みのある保護者を対象に、心理相談員とポーター発達相談員の個別支援を実施。就園前の親子を対象に「さくらんぼ教室」を実施する。	子ども家庭課
178	支援ネットワークの確立 【再掲】	【再掲 No.76】	子ども家庭課 健康増進課 社会福祉課 指導課

(5) 外国籍のこども・家庭への支援

現状と課題

日常生活における情報提供や相談支援などは、市民に等しく提供できるよう努めていますが、言語や慣習の違いで生活に困難やとまどいを抱える人も多いことから、多言語での情報提供や習慣等に配慮した支援が求められています。

取組の方向

外国籍のこどもや家庭が安心して地域で生活できるよう、多言語による生活情報の提供や生活相談の充実を図ります。

①外国籍のこども・家庭への支援

No.	事業名	事業概要	担当課
179	母国語の母子健康手帳の発行	英語、中国語、インドネシア語、ハングル語、タガログ語、タイ語等と日本語の併記の母子健康手帳を希望者に交付する。	子ども家庭課
180	外国籍の保護者への個別支援	外国人の妊産婦が、言語や生活習慣の違いにより育児不安があるため、安心して子育てができるよう、関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭課
181	翻訳機を使った窓口対応	翻訳機等を利用し、わかりやすく行政サービスの情報や手続きを行う。	子ども家庭課
182	外国籍の保護者への家庭訪問	外国籍の保護者に対し、必要に応じて相談員、保健師等が家庭訪問を実施。育児不安を把握し外国籍の保護者の孤立感を軽減する。	子ども家庭課 生涯学習課
183	外国籍の家庭への就学サービス情報の提供	外国人が安心して暮らせるよう、翻訳機を利用した教育を提供する。	教育総務課
184	外国籍のこどもに対する幼稚園の受け入れ体制の充実	外国人のこどもが、幼稚園での生活に対応できるように関係機関と連携し支援を行う。	教育総務課

基本目標8 社会や結婚に夢や希望の持てる環境づくりの推進

(1) 次代の親の社会活動の支援

現状と課題

少子化に歯止めをかけるためには、出生数の増加に加え、定住化対策を強化し、若者を中心に市内への転入を促進し、市外への転出を抑えることが必要です。

特に幼少期から郷土愛を育むことによって、将来、本市で家庭を築き、地域の活性化を担う人材を育てていくことが重要です。

本市では、スポーツ教室の開催や農業体験、職場体験などを通じて郷土愛を育むとともに、地域活動への参加を促し、地域社会の一員であることの意識づけを行っています。

さらに、近年では、都市から地方への移住促進政策が進む中で、テレワークやリモートワークの普及が地方定住の新たな選択肢として注目されており、これらの動きを活用した若者定住の推進も求められています。加えて、子育て世代に魅力的な教育や医療、生活インフラの整備を進め、子育てしやすい環境を整えることが重要です。

取組の方向

次代の親を育成するため、世代間交流の場や、様々な社会活動に参画できる環境づくりを進めます。

①次代の親の社会活動の支援

No.	事業名	事業概要	担当課
185	各種スポーツ教室の開催 【再掲】	【再掲 No.52】	生涯学習課
186	職場体験事業【再掲】	【再掲 No.82】	指導課
187	農業体験事業【再掲】	【再掲 No.83】	指導課
188	中高連携事業【再掲】	【再掲 No.84】	まちづくり推進課

(2) 出会い・交流の場の創造

現状と課題

新しい家庭を築くためには、男女が出会う場が不可欠です。

本市の婚姻率は、令和4年で2.7と茨城県の3.7を下回っており、未婚率についても、平成22年以降、各年代で横ばいが続いており、非婚化、晩婚化の改善が進んでいない状況です。さらに、コロナ禍によるライフスタイルの変化や経済的不安などが結婚に対する意識に影響を与えていることが要因の一つとなっています。

本市では、婚活イベントや婚活ツアーの開催、各種スポーツ教室を開催するとともに、茨城県と連携して「いばらき出会いサポートセンター事業」の結婚相談事業等の広報を行うことで、出会いの場の創出に努めています。さらに、近年注目されているマッチングアプリの普及も、出会いの手段として多くの若者に利用されていることから、これらのツールを活用することも重要です。

なお、結婚に対する価値観の多様化や、経済的不安が若者の婚姻率に影響しているため、出会いから婚姻に至るまでの継続的なサポートが求められています。

取組の方向

結婚を希望する人たちがその願いを実現できるように、それぞれの地域の実態を踏まえた独身男女の出会いの場の提供を推進します。

① 出会い・交流の場の創造

No.	事業名	事業概要	担当課
189	結婚対策事業	婚活イベントや婚活ツアーの開催、市内婚活実施団体への助成などを行い、男女の出会いの場の提供に努める。また、新婚生活を始めるための新居の購入や家賃、引越費用の一部について、「鉾田市結婚新生活支援事業補助金」を交付することで、結婚後についても負担の軽減を図る。	まちづくり推進課
190	鉾田市版出会いサポートセンター事業	出会いコーディネートセンターの運営により、相談業務やマッチング支援により結婚を希望する方々の結婚支援及び出会いの機会創出を図っていく。結婚を希望する方々への相談やサポートなど支援の充実、登録者を増やすため市広報誌やホームページ、チラシ配布等により積極的な活動を通じて婚姻率向上に寄与する。	まちづくり推進課

No.	事業名	事業概要	担当課
191	いばらき出会いサポートセンター事業の推進	「いばらき出会いサポートセンター」が実施している①結婚相談事業、②結婚支援事業（マリッジサポーター事業）、③出会いをサポートする人材の育成事業等について、市民に対して周知を行う。 また、市では、いばらき出会いサポートセンター登録料の全額助成を行うことで、結婚したい男女の出会いの機会の提供を図る。	まちづくり推進課
192	各種スポーツ教室の開催 【再掲】	【再掲 No.52】	生涯学習課

基本目標9 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもの貧困の背景

日本の将来を担う子どもたちは国の一番の宝です。すべての子どもたちが夢と希望をもって成長し、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り開いていけるようにすることが必要です。しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されることが少なくありません。

国民生活基礎調査によると、令和3年の平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満のこどもの割合を示す「こどもの貧困率」は11.5%でした。これは約10人に1人が相対的貧困状態にあることを示しています。令和元年の13.5%より改善が見られるものの、依然として厳しい状況が続いています。

国は、令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」を公布し、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実が図られました。

貧困の問題は、単に経済的困窮の問題だけでなく、保護者の病気や不安定な就労、養育の問題、親族等からの孤立など様々な要因を抱えており、こどもの学力不足、不衛生、食生活不全、虐待、不登校等のリスクが高まるなど、様々な悪影響を及ぼすことも考えられます。子どもや親の努力だけでは抜け出すことは難しく、深刻化する場合もあることから、早期にシグナルをキャッチし、必要な支援につなぐ必要があります。

本市では、こどもの貧困の解消に向けた対策として、家庭、学校、地域、行政が一体となり、総合的な貧困対策を推進します。

こどもの貧困の解消に向けた対策の方針

(1) 早期発見のための取組の強化

妊娠期から20歳代前半までの各年代に応じて、地域・関係機関と連携し、早期発見に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
193	こども家庭センター機能の強化	伴走型相談支援により妊娠、出産、子育て期に渡り、相談、健診等を実施し、保育所(園)、幼稚園、子育て支援センター、小中学校、福祉、教育、医療機関等関係機関と連携し、地域で切れ目ない支援を行う。	子ども家庭課

No.	事業名	事業概要	担当課
194	妊婦保健指導の実施	こどもを安心して産み、育てることができるよう、妊娠届出時と妊娠後期（妊娠8か月から9か月時）に保健師が、妊婦に対し保健指導を実施。貧困問題等がある場合は、地区担当保健師や関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭課
195	家庭児童相談	保護者や関係機関からの家庭全般に係る相談に、家庭相談員等が応じ、家庭の実情を調査・把握し、支援につなげる。	子ども家庭課
196	幼稚園での相談	幼稚園において家庭状況の聞き取り、こどもの観察を行い、家庭の貧困問題等を発見した場合は、関係機関と連携し支援を行う。	教育総務課
197	小・中学校での相談	学校で把握した児童生徒の状況により、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等による相談を行い、貧困問題等を発見した場合は、関係機関と連携し、支援を行う。	教育総務課 指導課
198	出生時に子育てギフト支給（紙おむつの支給）	子育てに必要な育児用品として、出生時に紙おむつ2パックを支給する。	子ども家庭課
199	HUGくむほこた支援金	生まれ育つこどもの成長を応援するため、特に生活用品の支出割合が高い低年齢児をもつ保護者に対して、経済的支援として1歳6か月に達する児童に対し1万円を支給する。	子ども家庭課
200	こどもの学習支援事業	貧困の連鎖を断ち切るため生活に困窮する世帯に対し、悩みや進学に関する助言等を行い、学習意欲の向上、学習習慣や生活習慣の確立並びに自発的な人間形成を育むため学習支援を行う。	社会福祉課
201	児童扶養手当の支給【再掲】	【再掲 No.152】	子ども家庭課
202	母子・父子自立支援員の設置【再掲】	【再掲 No.156】	子ども家庭課

No.	事業名	事業概要	担当課
203	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対し、生活に必要な費用を給付することで、ひとり親家庭の経済的な自立を支援する。	子ども家庭課
204	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等に対して、児童が高等学校等で修学するための費用や生活に必要な費用などを無利子・低利で貸付けることで、ひとり親家庭等の経済的な自立を支援する。	子ども家庭課 (茨城県鹿行県民センター)
205	出産・子育て応援給付金事業	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠届出や出生届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、経済的な負担軽減を図ることを目的に、支援金を支給する。 ・出産応援給付金：5万円 ・子育て応援給付金：5万円 (いずれも面談とアンケートが支給要件)	子ども家庭課

(2) 生活の安定に資するための支援の充実

貧困により社会的孤立に陥らないよう、こどもの生活応援事業や保護者の家事・育児支援、緊急時の食料や生活をつなぐための給付等により生活を支援します。

No.	事業名	事業概要	担当課
206	出産育児費貸付事業	鉾田市における国民健康保険被保険者で、出産育児一時金の直接支払制度を利用できない医療機関で出産する際に、出産費の支払が困難な世帯に対して貸付をする。	保険年金課
207	高額療養費貸付事業	「鉾田市高額療養費貸付基金条例」に基づき、鉾田市における国民健康保険被保険者で、高額医療費の支払が困難な世帯に対して貸付をする。	保険年金課

(3) 教育支援の充実

家庭の経済状況に関わらず、能力、可能性を最大限に伸ばして夢に挑戦できるよう学校とともに地域における教育の支援を行います。

No.	事業名	事業概要	担当課
208	幼児教育・保育の無償化による経済的負担の軽減	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、保護者の経済的な負担を軽減する。	教育総務課
209	就学援助事業	経済的理由によって就学困難と認められるこどもに対し、学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、給食費、医療費等の援助を行う。	教育総務課
210	進学・就職準備給付金	生活保護利用世帯のこどもが大学等に進学する場合や、就職により親世帯から独立する場合に、新生活立ち上げ費用として、一時金である「進学・就職準備給付金」を支給。	社会福祉課
211	特別支援教育就学奨励費	障害のあるこどもが特別支援学校や小中学校の特別支援学級等で学ぶ際に家庭の経済状況等に応じ、学用品費、通学費、給食費、修学旅行費等の援助を行う。	教育総務課
212	教育ローン利子補給金事業	市内に住所を有する方で、養育する子等を大学や短期大学等に修学させるために、資金の借入れ（教育ローン）を利用した方を対象に、その利子を補給する。	教育総務課

(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実

生活困窮者やひとり親家庭の生活の安定が図れるよう、就労相談や資格取得のための給付の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
213	生活困窮者の就労支援	収入が不安定で家賃や税金を滞納しているなど、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談に応じ、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。 就労に関する支援としては、ハローワークへの同行支援や、履歴書の書き方の支援、就労に向けた生活面を整えるための支援などを行う。	社会福祉課

(5) 経済的支援の充実

経済的負担の軽減を図るため、各種給付や貸付制度を必要な方に迅速に対応できるよう周知に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
214	生活保護	経済的支援の必要な困窮世帯に対して、生活保護制度により生活基盤を確保し、こどもの健全育成環境の改善を図る。	社会福祉課
215	ひとり親家庭医療福祉費の支給	「銚田市医療福祉費支給に関する条例」に基づき、ひとり親家庭の父子又は母子を対象として、健康保険でかかった医療費の自己負担分に対して医療福祉費として支給する。対象者は、18歳未満の子（障害を持っている20歳未満の子）を扶養している配偶者のいない方とそのこども。所得制限あり。	保険年金課

(6) 支援体制の整備・充実

地域を基盤としたネットワークを構築し、学校、地域、行政が一体となりこどもの貧困の解消に向けた対策を推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
216	要保護児童対策地域協議会	特定妊婦や要保護児童等の家庭の課題を早期に把握し、支援に必要な情報を関係機関で共有し、手続きや家庭の困りごとへの相談対応を協議会で協議し支援を行う。関係機関と、地域の支援のネットワーク体制を強化する。	子ども家庭課
217	スクールソーシャルワーカーの派遣	貧困問題等を発見した場合は、スクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関と連携しながら、解決に向けた支援を行う。	指導課

第 6 章

計画の推進について

第6章 計画の推進について

1 計画の周知

本計画は、こどもがいきいきと学び・遊び、子育て中の保護者が安心して暮らせる頼もしい地域社会づくりを目指しています。

計画の推進を図るには、こども・子育て家庭への支援に対する市民意識の醸成が不可欠であるため、計画の趣旨や基本理念、基本目標や施策・事業等について、広報誌や市ホームページなど様々な媒体を活用して広く市民に周知します。

2 計画の推進体制

計画を推進するためには、こども・子育て家庭のみならず、近隣住民、地域、職場、関係機関、団体、行政が相互に連携し、より子育てしやすいまちづくりに向けて、それぞれに積極的な姿勢が求められています。

推進の核となる行政は、庁内の関係各課、学校、関係機関・団体と連携し、計画に掲げる施策・事業に取り組むとともに、教育・保育事業者、市民との連携を一層強化し、広く意見を取り入れながら、支援施策の充実を図っていきます。

(1) 行政の役割

こども・子育て家庭を社会全体で支援することの意義やこどもの権利の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことへの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画を推進する上で基本となる考え方の周知を図り、関係機関との連携のもと、計画における基本理念の実現を目指します。

(2) 家庭の役割

家庭は、社会を構成する最小単位です。子育てにおいては、家庭はこどもの人格形成における基礎的な場であると同時に、こどもにとっては安らぎのある楽しい居場所でもあります。

女性の就業率が高まる中、子育てや家事などの家庭生活における役割分担も変化しています。夫婦とこどもを含めた家族みんなで役割を分担し、心身ともに健やかに生活できるよう、お互い助け合いながら育ち合う関係性の構築に努める必要があります。

(3) 地域の役割

核家族化や地域とのつながりの希薄化、プライバシー意識の向上など、社会情勢の変化により地域による子育てへの関与が少なくなっています。

こどもは家庭の中だけで育つものではなく、学校や地域の様々な人との関わりや見守りの中で成長していくものです。

地域住民や各種団体が連携・協力しながら包括的に地域のこどもを育てていかななくてはなりません。子育て家庭が孤立することのないよう、地域による子育て家庭の支援が重要です。

(4) 教育・保育施設、学校等の役割

様々な人との交流や多様な生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、こどもの個性を伸ばす教育が重視されています。

また、子育て支援事業者・団体等は、地域の子育て支援を支える最前線に立つ存在であり、子ども・子育て支援法や児童福祉法等に基づき、地域のニーズに合ったサービスを提供していくことが求められます。さらには、こどもの発達状況に応じた適切な支援を提供していく必要があります。

(5) 企業の役割

人口減少が進む中、女性の活躍がこれまで以上に求められていますが、女性の社会進出を阻む要因の1つとして、出産・育児と仕事の両立があります。

職場における子育ての社会的意義の理解や育児・介護休業制度の導入、労働時間の短縮や多様な働き方の許容、ワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き労働環境の向上や労働条件の改善に向けた取組を進めていく必要があります。

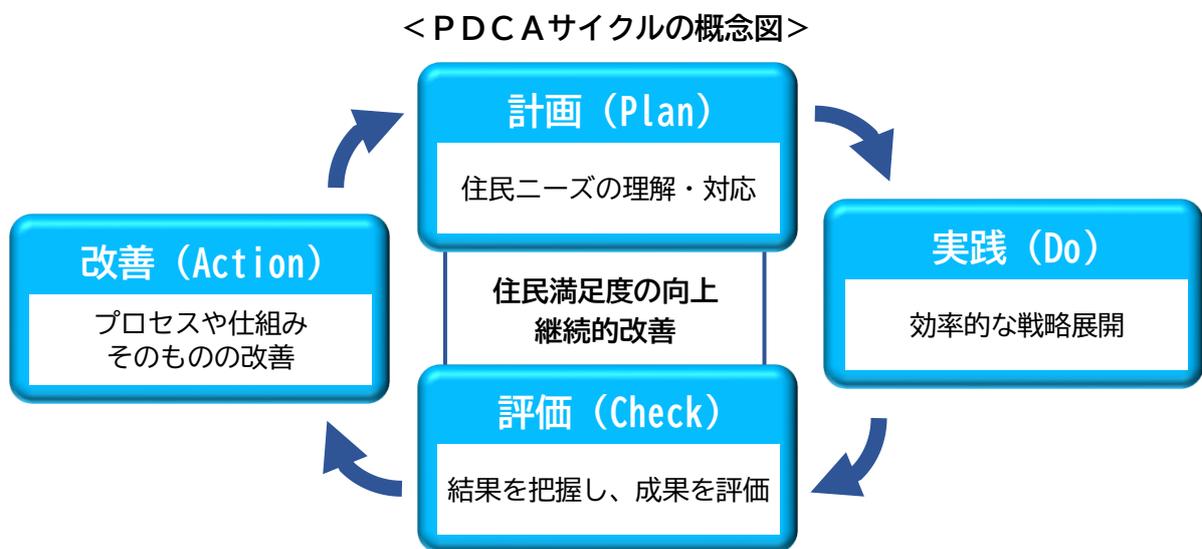
3 計画の進行管理

本計画の進捗管理及び実施状況の評価については、子ども家庭課が中心となり、関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価を行っていきます。

また、市の附属機関である「銚田市子ども・子育て会議」へ進捗状況を報告し、ご意見をいただきながら、計画を推進してまいります。

計画の着実な推進のため、計画（Plan）し、実践（Do）することはもちろん、適切に評価（Check）、改善（Action）し、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、進行管理を行います。

計画の中間見直し等の改定については、随時市民へ周知を図ります。



資料編

資料編

1 銚田市子ども・子育て会議条例

※一部抜粋

令和5年6月13日

条例第8号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、銚田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関すること。
- (5) その他子ども・子育て支援に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(意見の徴取等)

第7条 委員長は、会議に必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提供を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 銚田市子ども・子育て会議委員名簿

No.		選出区分	氏名
1		申挽保育園保護者代表	海老原 卓実
2		第二保育所保護者代表	佐竹 真之
3		銚田市PTA連絡協議会会長	中田 大介
4	副委員長	申挽保育園長	山崎 公蔵
5		第二保育所長	須加野 行男
6		銚田市校長会会長	田口 雅偉
7		鬼沢ファミリークリニック院長	鬼澤 裕太郎
8		銚田市連合民生委員児童委員協議会副会長	立木 治
9		銚田市社会福祉協議会事務局長	堀部 啓一
10		子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	銚田幼稚園長 小沼 一夫
11	委員長	銚田市議会議員厚生文教委員長	水上 美智子
12		その他市長が必要と認める者	銚田市商工会事務局長 井川 雅彦
13		銚田市地域女性団体連絡会長	大槻 たみ子

(順不同・敬称略)

第3期銚田市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発 行：銚田市

編 集：銚田市福祉事務所子ども家庭課

〒311-1592 茨城県銚田市銚田 1444-1

TEL：0291-33-2111（代表）

FAX：0291-32-4443

URL：<https://www.city.hokota.lg.jp>



銚田市